

第3期宇陀市子ども・子育て支援事業計画

【計画骨子案】

令和6年7月 宇陀市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象	3
4 計画の期間	3
5 策定体制	3
6 子ども・子育て支援法の改正概要	4
7 児童福祉法の改正概要	5
第2章 子どもを取り巻く状況	6
1 人口の動向	6
2 家庭の動向	11
3 教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業の状況	15
4 アンケート調査の結果	17
5 第2期計画の評価検証	28
第3章 計画の基本的な考え方	37
1 基本理念	37
2 基本的な視点	37
3 重点施策と施策体系	38
第4章 重点施策	39
第5章 子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策	40
第6章 計画の推進に向けて	41

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の出生数は、令和5年で75万8,631人と統計開始以来最少となり、予測を上回る速度で少子化・人口減少が進行しています。また、コロナ禍の到来による子どもや若者、家庭をめぐる様々な課題が深刻化しており、次の時代を担う子どもが安心して育つことができる環境、結婚や出産・子育てに関する一人ひとりの希望がかなう社会の実現に向けて、引き続き社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。

国においては、子ども・子育て支援として、平成27年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」のもと、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援などを総合的に推進してきました。特に、全国的な課題となっていた待機児童については、「子育て安心プラン」（平成29年6月）等に基づき保育の受け皿整備が進められ、令和5年4月現在、全国の8割以上の自治体で待機児童が解消されています。また、令和2年12月に閣議決定された「全世代型社会保障改革の方針」では、長年の課題である少子化対策を大きく前に進めるため、不妊治療への保険適用の早急な実現、待機児童の解消に向けた新たな計画（「新子育て安心プラン」）の策定、男性の育児休業の取得促進といった少子化対策が総合的に示されました。一方で、少子化の進行や人口減少は歯止めがかかっておらず、令和4年度には児童虐待相談や不登校の件数が過去最多となるなど、子どもを取り巻く状況は深刻なものとなっています。

こうした状況を踏まえ、令和5年4月に「こども基本法」が施行、令和5年5月には、「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」の3つの大綱が一元化された「こども大綱」が閣議決定され、子どもを産み育てやすい環境の整備を加速化するとともに、子どもの命や安全を守る施策を強化し、子どもの視点に立って、子どもを巡る様々な課題に適切に対応するための体制整備が進められています。また、令和6年4月には「児童福祉法」が改正施行され、こども家庭センター設置の努力義務化、子育て世帯訪問支援事業や、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業といった新たな地域子ども・子育て支援事業の追加などが示されました。

宇陀市（以下「本市」という。）においては、平成27年に「子ども・子育て支援新制度」への対応と「次世代育成支援行動計画」の継承を主とした「宇陀市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、2期にわたって、その計画的な推進に取り組んできました。

「第3期宇陀市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）は、近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、また、前回計画である「第2期宇陀市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）の進捗状況等を踏まえ、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保すること、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に策定しました。

2 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

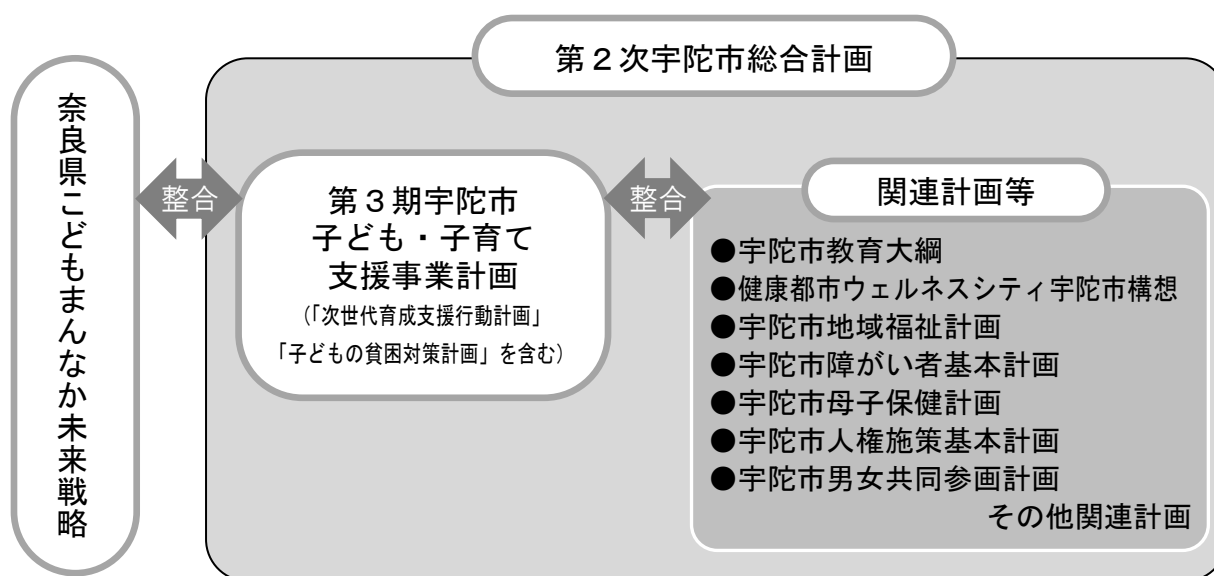
本計画は、子ども・子育て支援法第六十一条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は次世代育成支援対策推進法第八条に基づく「宇陀市次世代育成支援行動計画」を一体的に策定するものとします。また、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条2に基づく市町村子どもの貧困対策計画としても位置付けます。

(2) 各種計画等との関係

本計画は様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進めるため、最上位計画である「第2次宇陀市総合計画（平成30年度年度～令和11年度）」をはじめ、関連計画との整合を図ります。

また、奈良県が策定する「奈良県こどもまんなか未来戦略」等との整合を図り、子ども・子育てに関する各種施策及び事業を実施します。

■関連計画等との関係図



3 計画の対象

本計画は、概ね 18 歳未満の子どもとその家庭を対象とします。また、子育て支援を市と連携・協力して行う、地域、保育園、幼稚園および認定こども園と学校、事業者等も対象とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。また、計画期間内であっても、必要に応じて適宜、計画の見直しを行います。

■計画の期間

令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第 2 期計画					
	第 3 期宇陀市子ども・子育て支援事業計画（本計画）				

5 策定体制

本計画の策定にあたっては、幅広い意見に基づく検討を行うため、市民、学識経験者、子ども・子育てに関する機関・団体等で構成された「宇陀市子ども・子育て会議」において、計画内容の審議を行います。

さらに、子どもやその保護者、その他の関係者の意見を把握すべく、各種アンケート調査やワークショップによる意見を基礎資料としつつ、パブリックコメントにより、広く市民の意見を求めて策定します。

6 子ども・子育て支援法の改正概要

令和6年6月に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立しました。この改正法により、こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化」、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「共働き・共育での推進」等の施策が推進され、これらの給付等を支える財政基盤として子ども・子育て支援金制度等が創設されることとなりました。

こども未来戦略（加速化プラン）に基づく給付等の拡充

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化

● 児童手当の抜本的拡充：

全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化。

・所得制限を撤廃 ・高校生年代まで延長 ・第3子以降は3万円 ・支給回数年6回

● 妊婦のための支援給付の創設：

下記記載の「妊婦等包括相談支援事業」と10万円相当の経済的支援を効果的に組合せ、実施。

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

● 妊婦等包括相談支援事業の創設：

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う「妊婦等包括相談支援事業」を新設。様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる。

● 産後ケア事業の提供体制の整備：

令和3年度から努力義務化した産後ケア事業を子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置付け、国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、計画的な提供体制の整備を推進。

・市町村は子ども・子育て支援事業計画で量の見込みと提供体制の確保の内容等を定めることが必要。

● 乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）の創設：

0歳6か月から満3歳未満の保育園等に通っていない子どもを対象に、月一定時間までの枠の中で時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み。令和8年4月に給付化・本格実施。

● ヤングケアラーに対する支援の強化：

国・地方公共団体等が支援に努めるべき対象として子ども・若者育成支援推進法に明記。

● 教育・保育施設経営情報の継続的な見える化の実現：

幼稚園・保育所・認定こども園等の設置者は、教育・保育施設の経営情報を毎年度都道府県知事に報告、都道府県知事は、設置者から報告された経営情報を公表することが求められる。

● 児童扶養手当の第3子以降の加算額の引上げ：

生活の安定のため特に支援を必要とする多子家庭に対し、第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。

3. 共働き・共育での推進

● 出生後休業支援給付：

子の出生後の一定期間に男女で育休を取得した場合、28日間を限度に支給。

● 育児時短就業給付（時短勤務時の新たな給付）：

2歳未満の子を養育するために時短勤務をしている場合、支払われた賃金額の10%を支給。

● 育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設：

自営業・フリーランス等の国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料免除措置を創設。



給付拡充と財政基盤の確保を一体的に整備

給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進（子ども・子育て支援金制度の創設等）

資料：子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案の概要（こども家庭庁 令和6年2月時点）

7 児童福祉法の改正概要

令和6年4月に児童福祉法等の一部を改正する法律が一部施行されました。この法律改正は、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことを目的としています。

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充

- 市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。
- 訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- 児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護施設及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上

- 一時保護施設の設備・運営基準を策定して一時保護施設の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- 困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化

- 児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- 障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備

- 児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入

- 児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. こども家庭福祉の実務者の専門性の向上

- 児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備(性犯罪歴等の証明を求める仕組み(日本版DBS)の導入に先駆けた取組強化)等

- 児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

第2章 子どもを取り巻く状況

1 人口の動向

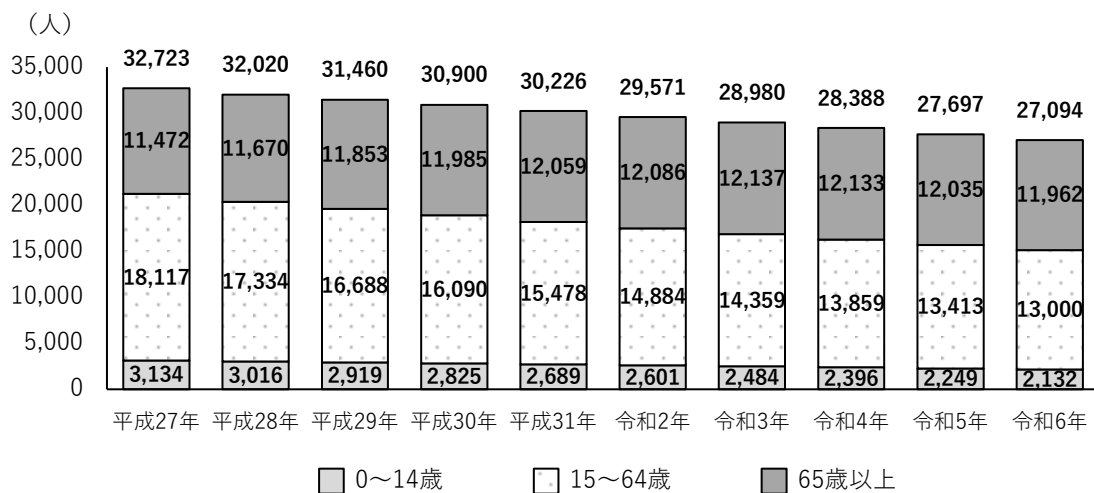
(1) 人口の推移

①総人口

総人口は減少傾向が続いており、令和6年4月1日現在で27,094人となっています。

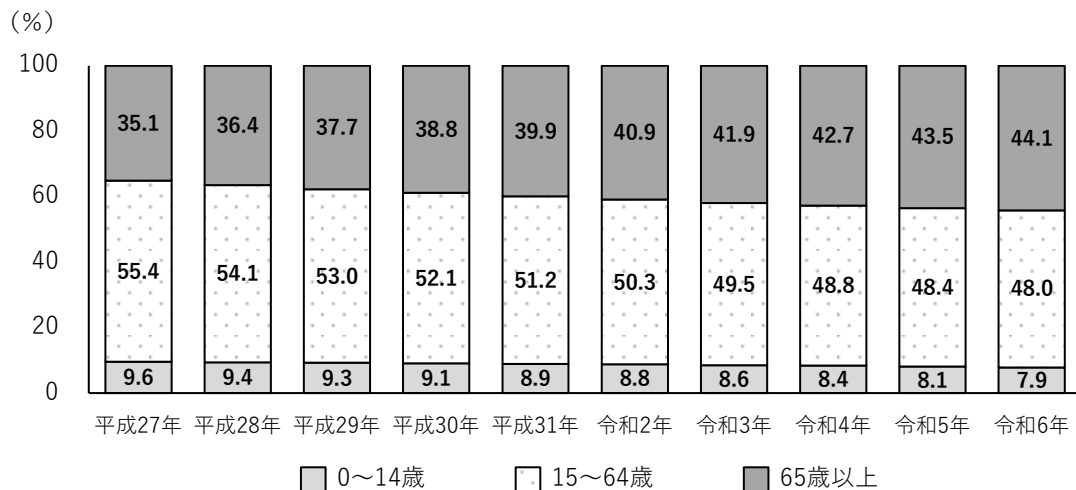
また、年齢3区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向、高齢者人口（65歳以上）は横ばいから減少傾向にあります。年齢構成比については、年少人口・生産年齢人口割合が低下傾向にある一方、高齢者人口割合は上昇傾向にあり、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

■年齢3区分別人口の推移



資料：宇陀市「住民基本台帳人口」（各年4/1時点）

■年齢3区分別人口構成比の推移

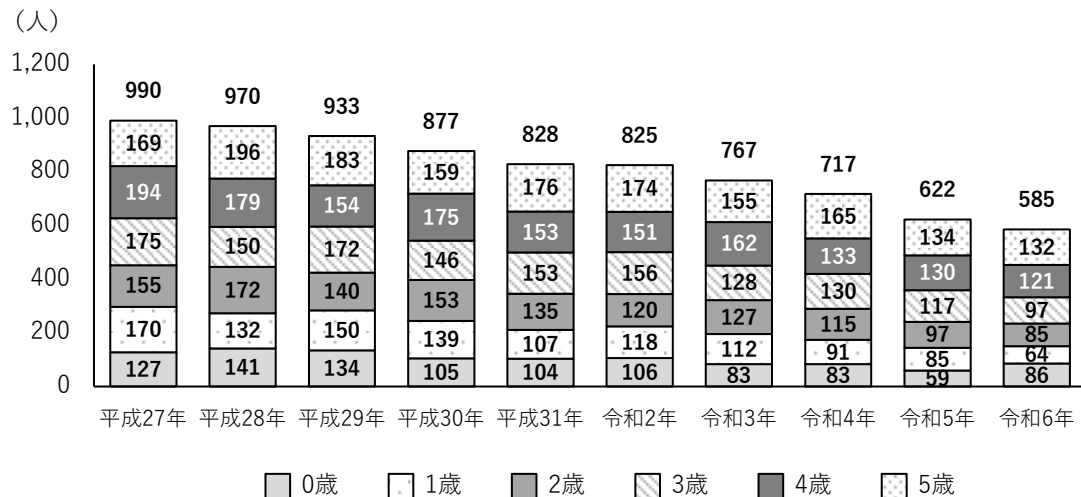


資料：宇陀市「住民基本台帳人口」（各年4/1時点）

②児童数

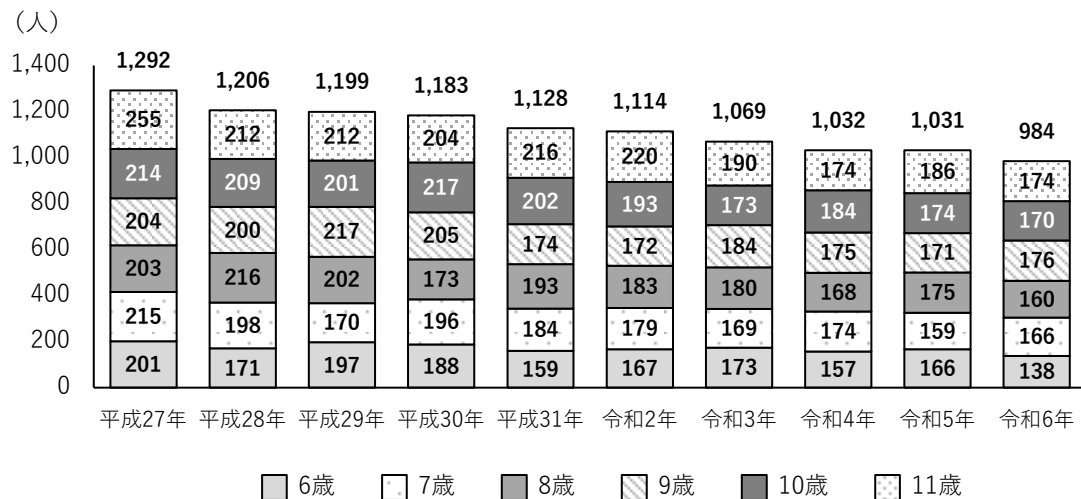
11歳未満の児童数の動向をみると、年々減少傾向にあり、令和6年4月現在、就学前児童は585人、就学児童は984人で、計1,569人となっています。

■就学前児童人口の推移



資料：宇陀市「住民基本台帳人口」（各年4/1時点）

■就学児童人口の推移



資料：宇陀市「住民基本台帳人口」（各年4/1時点）

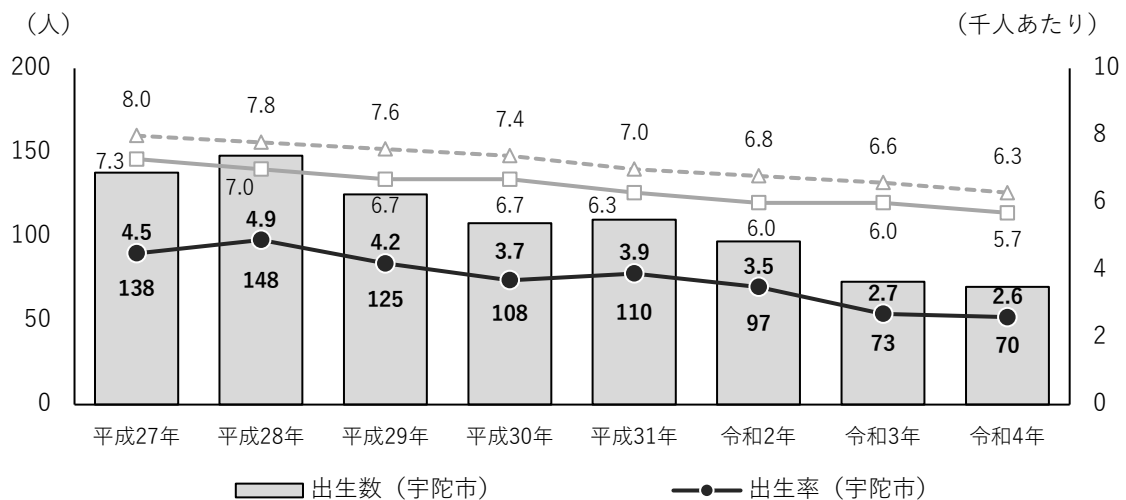
(2) 自然動態と社会動態

① 出生数と出生率

出生数は年々減少傾向にあり、令和4年時点で70人となっています。出生率も併せて低下傾向で推移しており、平成28年時点では人口千人あたり4.9であった出生率は、令和4年時点で2.6まで低下しており、全国や奈良県の値よりも低くなっています。

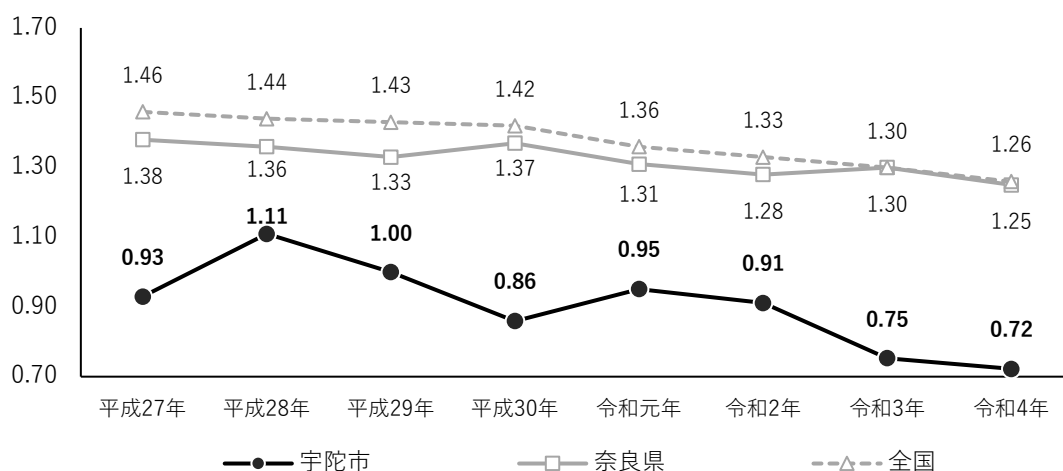
また、合計特殊出生率も全国や奈良県の値を下回って推移しており、令和4年時点で0.72となっています。

■ 出生数・出生率の推移



資料：奈良県「人口動態統計」、厚生労働省「人口動態統計」

■ 合計特殊出生率の推移

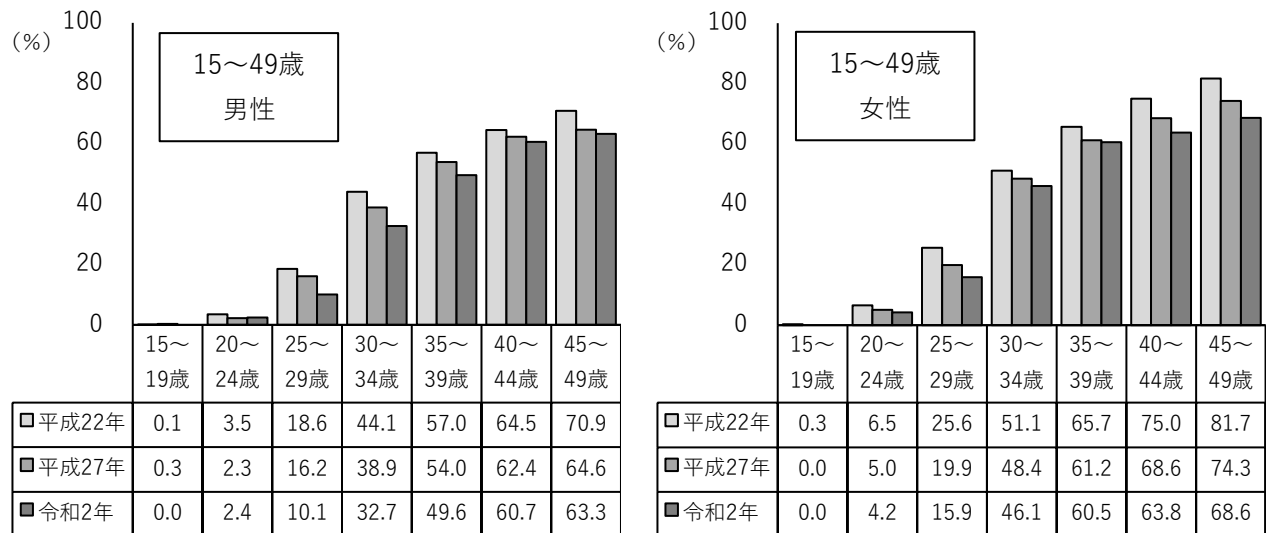


資料：宇陀市「住民基本台帳人口」(各年10/1時点)、厚生労働省「人口動態統計」

②有配偶率

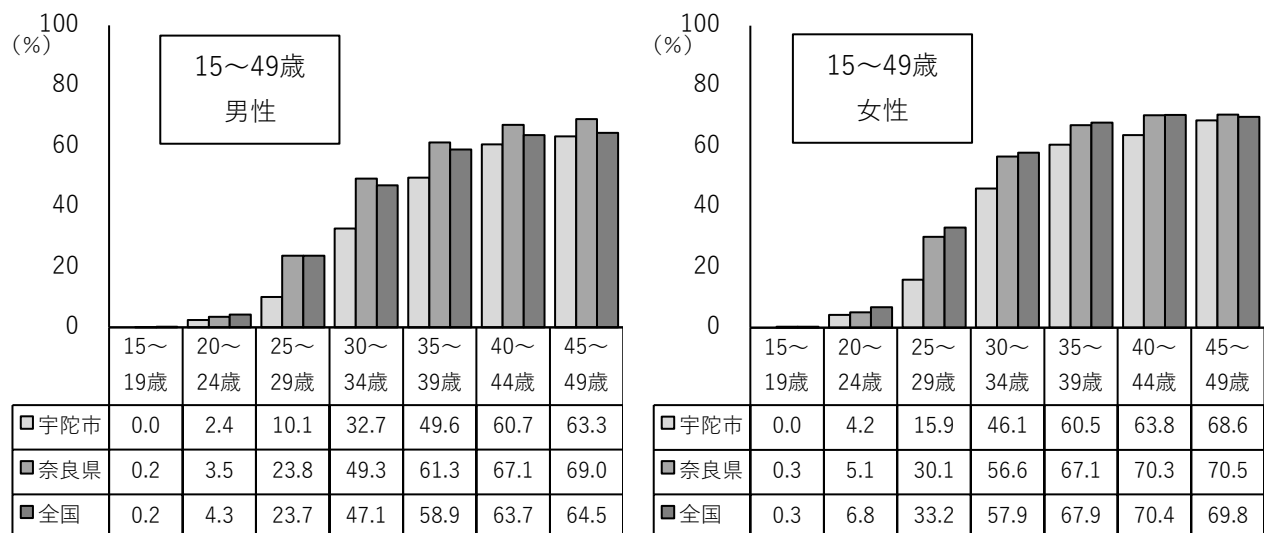
男性・女性ともにどの年齢層でも有配偶率が年々低下していることがうかがえます。男性・女性ともに 20 歳代後半から 30 歳代前半にかけての有配偶率が全国や奈良県と比べて 10 ポイント以上低下しており、未婚化・晩婚化が進んでいることがうかがえます。

■年齢別有配偶率の推移



資料：総務省「国勢調査」、厚生労働省「人口動態統計」

■年齢別有配偶率の比較

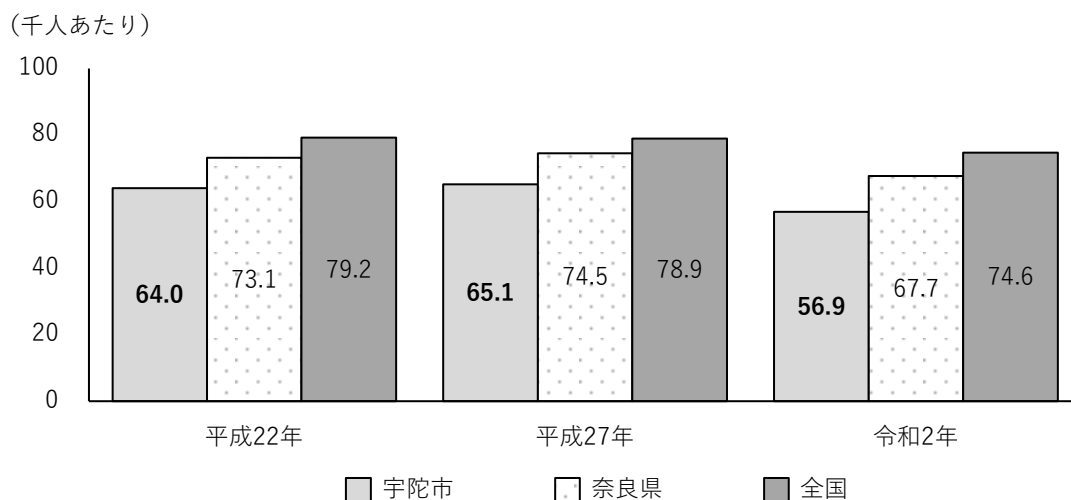


資料：総務省「国勢調査」、厚生労働省「人口動態統計」

③有配偶出生率

有配偶出生率は、平成 22 年から平成 27 年にかけて上昇したものの、それ以降は低下し、令和 2 年時点で千人あたり 56.9 となっています。全国や奈良県と比べても低い水準にあり、令和 2 年時点の有配偶出生率は、奈良県平均と比べて 10 ポイント以上の差が生じています。

■15～49 歳女性有配偶出生率の比較

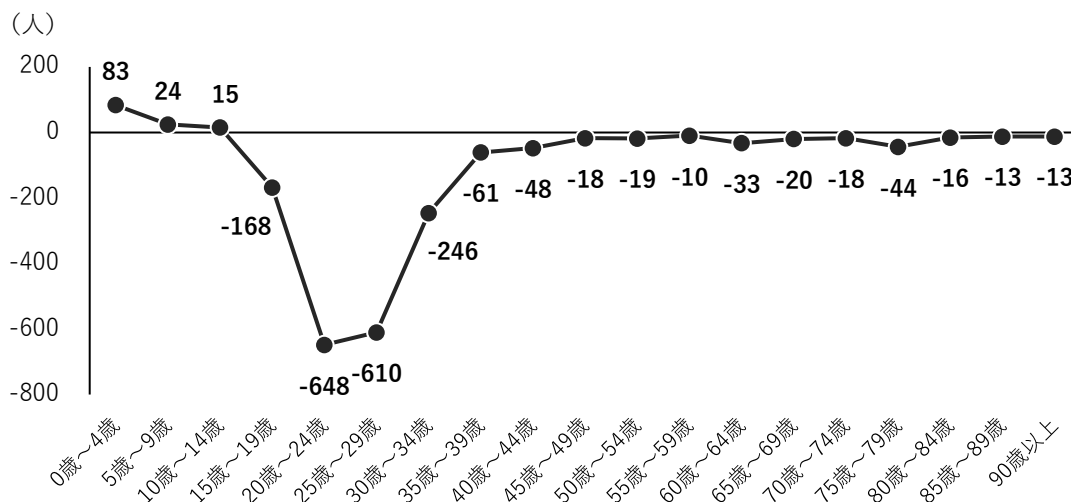


資料：総務省「国勢調査」、厚生労働省「人口動態統計」

④転出入

平成 30 年から令和 4 年までの本市の年齢別転出入の状況をみると、本市では、0～14 歳において転入超過となっている一方、それ以外の年齢層では転出超過になっていることがわかります。子育て世帯の転入が一定数見られる一方で、進学や就職を機とした転出が顕著となっていることがうかがえます。

■年齢別転出入超過の状況（平成 30 年～令和 4 年の合計値）



資料：総務省「住民基本台帳人口報告」

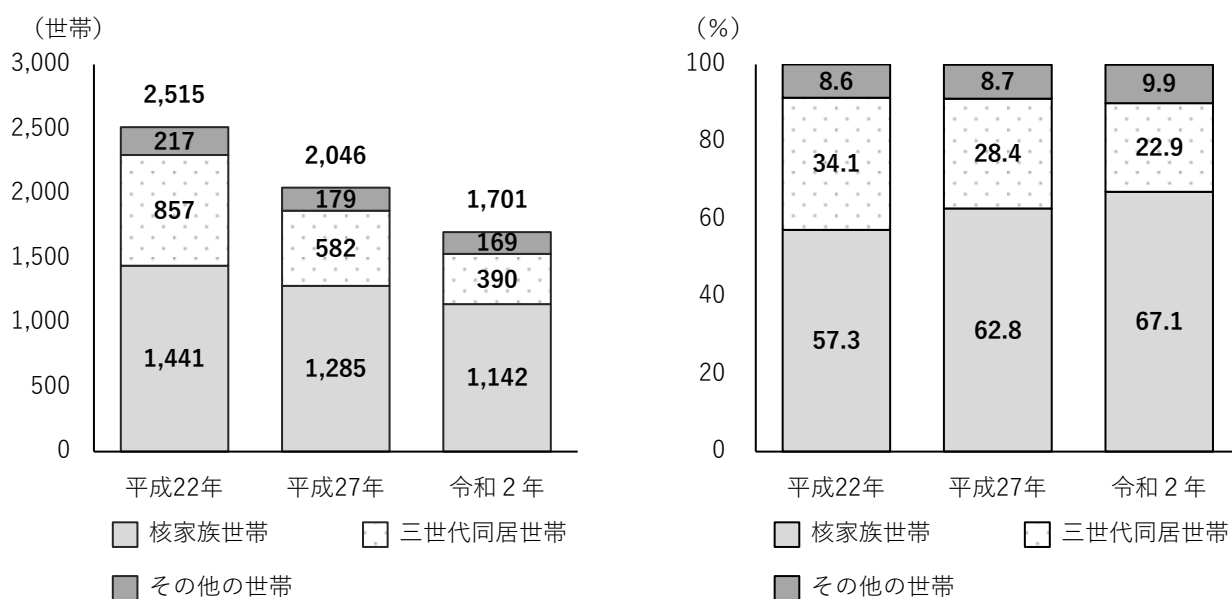
2 家庭の動向

(1) 子どものいる世帯の状況

18 歳未満の子どものいる世帯数は減少傾向にあり、特に三世代同居世帯が半数以下に減少しています。18 歳未満の子どものいる世帯の構成の推移をみると、核家族世帯の割合が上昇し、三世代同居世帯の割合が低下しています。

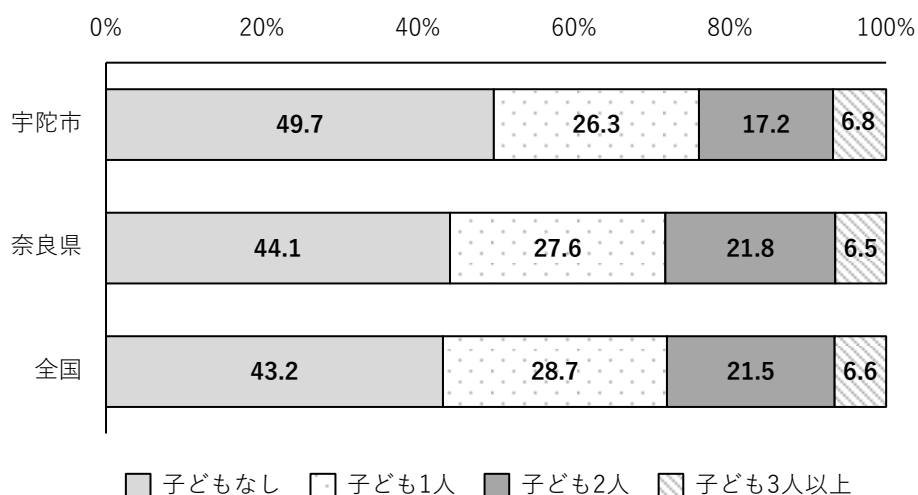
令和2年の夫婦のいる世帯における子どもの有無・人数の割合をみると、宇陀市では子どもなしが約半数を占め、全国、奈良県よりも高い割合を占めています。

■18 歳未満の子どものいる世帯数（左）および世帯構成（右）の推移



資料：総務省「国勢調査」

■夫婦のいる世帯における子どもの有無・人数の割合の比較（令和2年）



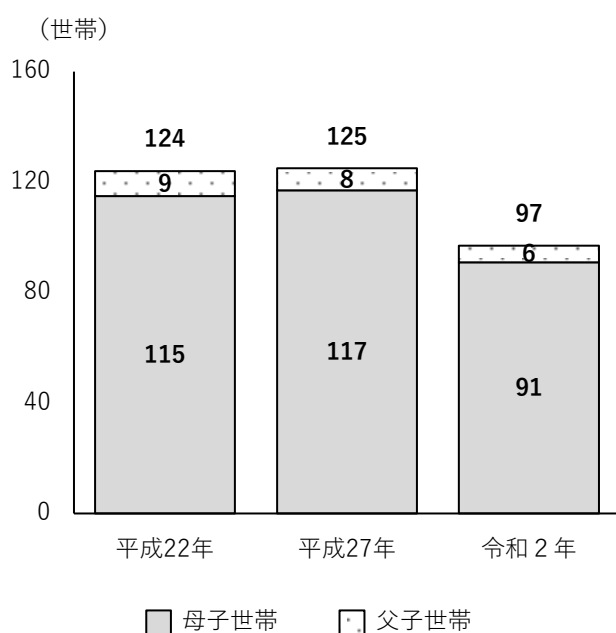
資料：総務省「国勢調査」

※本データにおける「子ども」は未婚で20歳未満の人口を対象としている。

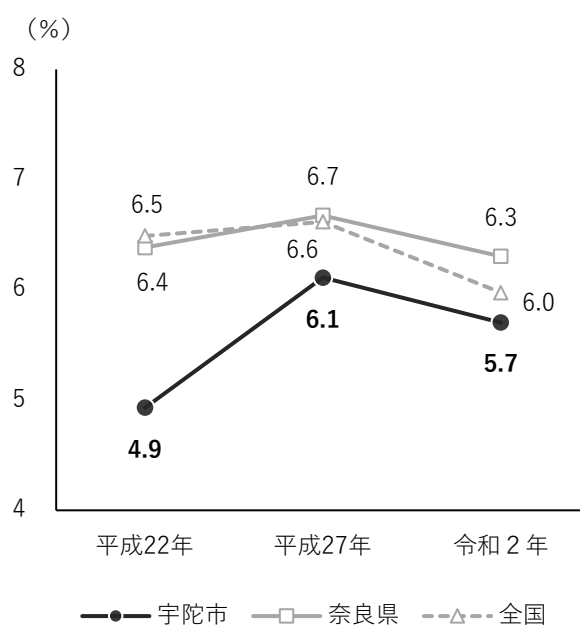
(2) ひとり親世帯の状況

18歳未満の子どものいるひとり親世帯数は、平成27年で125世帯、令和2年で97件と減少しています。18歳未満の世帯員がいる世帯に占めるひとり親世帯割合は、平成27年以降6%前後で推移し、奈良県、全国をわずかに下回っています。

■18歳未満の子どものいるひとり親世帯数の推移



■18歳未満の世帯員がいる世帯に占める
ひとり親世帯割合の推移 (奈良県・全国)



資料：総務省「国勢調査」

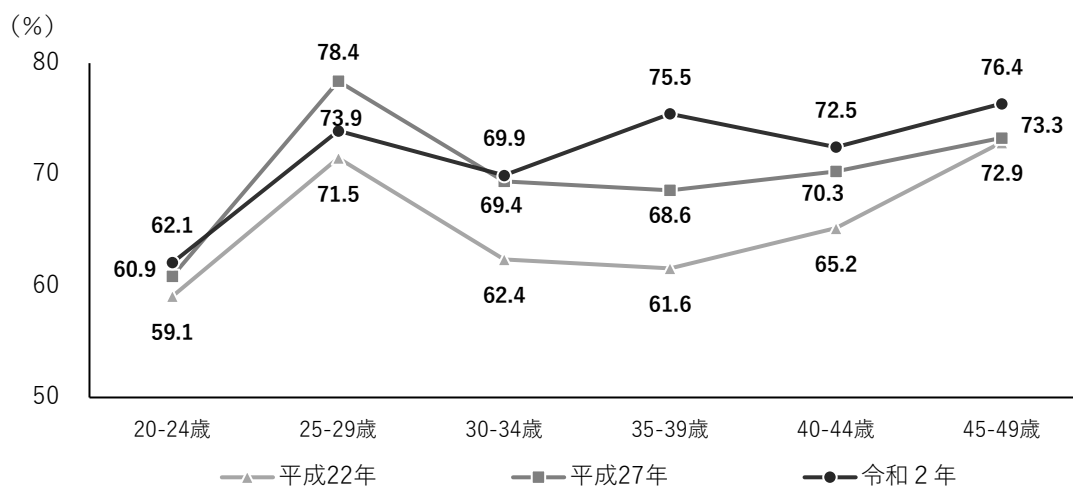
(3) 就労の状況

①女性の就業率

女性の就業率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描くことが多く、全国・奈良県ともに 25～29 歳をピークとしたM字カーブを描いていることがわかります。

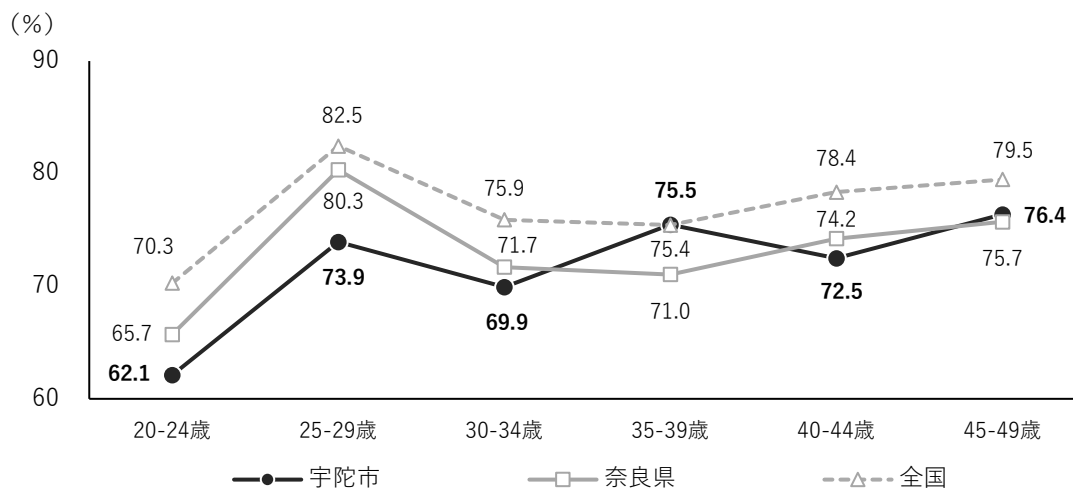
本市の女性の就業率をみると、平成 22 年から平成 27 年ではM字カーブを描く就業率となっていました。令和 2 年にはM字カーブの底となることの多い 35～39 歳の就業率が特に高くなっています。

■年齢 5 歳階級別・女性の就業率の推移



資料：総務省「国勢調査」

■年齢 5 歳階級別・女性の就業率（令和 2 年）の比較



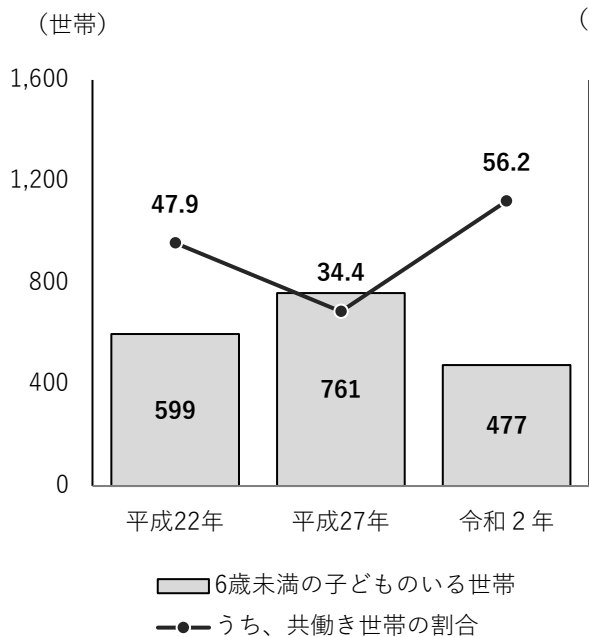
資料：総務省「国勢調査」

②子どもがいる共働き世帯

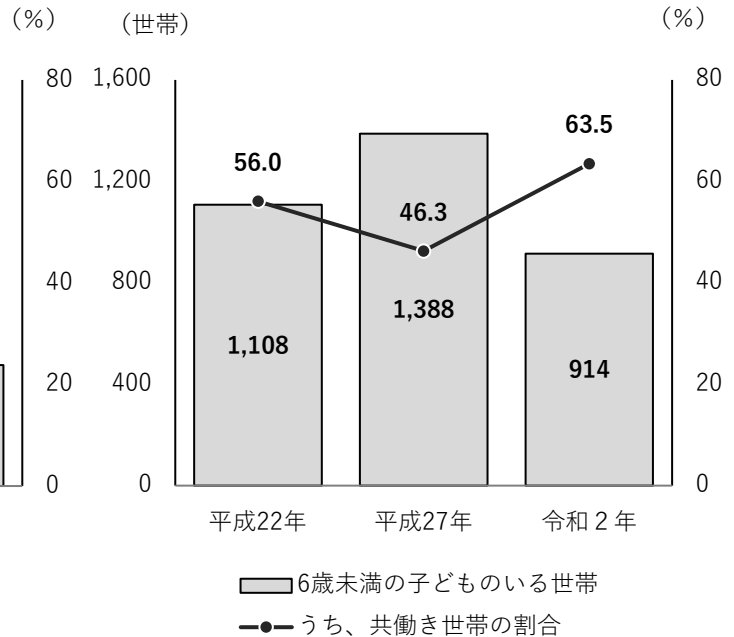
6歳未満（就学前児童）の子どもがいる世帯をみると、平成27年から令和2年にかけて減少し、令和2年で477世帯となっています。一方、その中の共働き世帯の割合は平成27年から20ポイント以上上昇し、令和2年には56.2%と半数以上を占めています。

また、12歳未満（小学生児童）の子どもがいる世帯についても、平成27年から令和2年にかけて減少していますが、共働き世帯の割合は上昇し、令和2年には63.5%となっています。

■ 6歳未満の子どもがいる共働き世帯の推移



■ 12歳未満の子どもがいる共働き世帯の推移



資料：総務省「国勢調査」

3 教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 教育・保育給付事業の状況

市全体では、令和3年度以降、2号認定で見込みを30人以上上回る実績となっています。また、令和3年度には、3号認定1～2歳が大きく増加し、以降実績が100人前後で推移しています。

■市全域の見込みと実績

(単位：人)

					令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度 (見込)
市 全 域	1号	3～5 歳	教育 認定	見込み	186	169	150	136	133
				実績	199	168	146		
	2号	3～5 歳	保育 認定	見込み	270	246	219	198	193
				実績	315	280	256		
	3号	0 歳	保育 認定	見込み	22	21	20	19	18
				実績	29	27	19		
		1～2 歳		見込み	123	120	115	110	105
				実績	64	115	97		
	合計				607	590	518		

■区域ごとの実績内訳

(単位：人)

区域				令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度 (見込)
大 宇 陀 区 域	1号	3～5歳	教育認定	36	32	23		
	2号	3～5歳	保育認定	61	56	47		
	3号	0歳		4	6	2		
		1～2歳		11	21	20		
	合計			112	115	92		
菟 田 野 区 域	1号	3～5歳	教育認定	18	23	26		
	2号	3～5歳	保育認定	40	34	35		
	3号	0歳		5	2	3		
		1～2歳		9	13	11		
	合計			72	72	75		
榛 原 区 域	1号	3～5歳	教育認定	132	100	87		
	2号	3～5歳	保育認定	178	152	146		
	3号	0歳		18	18	11		
		1～2歳		36	70	59		
	合計			364	340	303		
室 生 区 域	1号	3～5歳	教育認定	13	13	10		
	2号	3～5歳	保育認定	36	38	28		
	3号	0歳		2	1	3		
		1～2歳		8	11	7		
	合計			59	63	48		

(2) 地域子ども・子育て支援事業の状況

放課後児童健全育成事業は、利用希望者が増加しています。地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業（1号認定対象）、病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業等は、主にコロナ禍の影響により、乳児家庭全戸訪問については出生数の減少により、実績が見込みを下回っています。

■地域子ども・子育て支援事業の見込みと実績

事業名	単位	見込み 実績	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度 (見込)
(1) 利用者支援事業	箇所	見込み	5	5	5	6	7
		実績	5	5	5		
(2) 時間外保育事業 (延長保育事業)	人	見込み	73	69	63	58	56
		実績	55	38	48		
(3) 放課後児童健全 育成事業	人	見込み※	218	210	212	240(250)	254(295)
		実績	209(246)	208(233)	238(251)	232(284)	
(4) 子育て短期支援 事業（ショートステイ）	人	見込み	8	8	7	7	7
		実績	0	0	0	(4)	
(5) 地域子育て支援 拠点事業	人	見込み	2,417	2,348	2,263	2,140	2,047
		実績	1,337	1,230	1,539		
(6) 一時預かり事業 (1号認定)	人	見込み	4,679	4,264	3,797	3,434	3,351
		実績	3,022	3,635	2,838		
(7) 一時預かり事業（未 就園児等）、短期支援事業 （トワイライトステイ）等	人	見込み	1,475	1,353	1,217	1,107	1,070
		実績	784	805	724		
(8) 病児・病後児保育事 業、子育て援助活動支援事 業（病児・緊急対応強化事業）	人	見込み	17	16	15	13	13
		実績	1	0	0		
(9) 妊婦に対する健 康診査	人	見込み	98	94	91	84	81
		実績	91	86	97		
(10) 乳児家庭全戸訪 問事業、養育支援訪問 事業等	人	見込み	103	99	96	89	86
		実績	84	74	66		
(11) 子育て援助活動支 援事業（ファミリー・サ ポート・センター）	人	見込み	20	19	18	17	16
		実績	0	1	18		
(12) 実費徴収に係る 補足給付を行う事業	人	見込み	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1		

※実績児童数は3月31日時点の数値、（ ）は4月1日現在の数値

4 アンケート調査の結果

(1) 調査の概要

調査対象	市内にお住まいの 未就学児童のいる世帯	市内にお住まいの 小学5・6年生及び中学1～3年生
調査期間	令和6年1月17日(水) ～令和6年1月31日(水)	令和6年●月●日(●) ～令和6年●月●日(●)
調査方法	郵送配布・郵送回収による 本人記入方式	オンライン上での回答
配布数	708 件	879 件
回収数	431 件	820 件
回収率	60.9%	93.3%

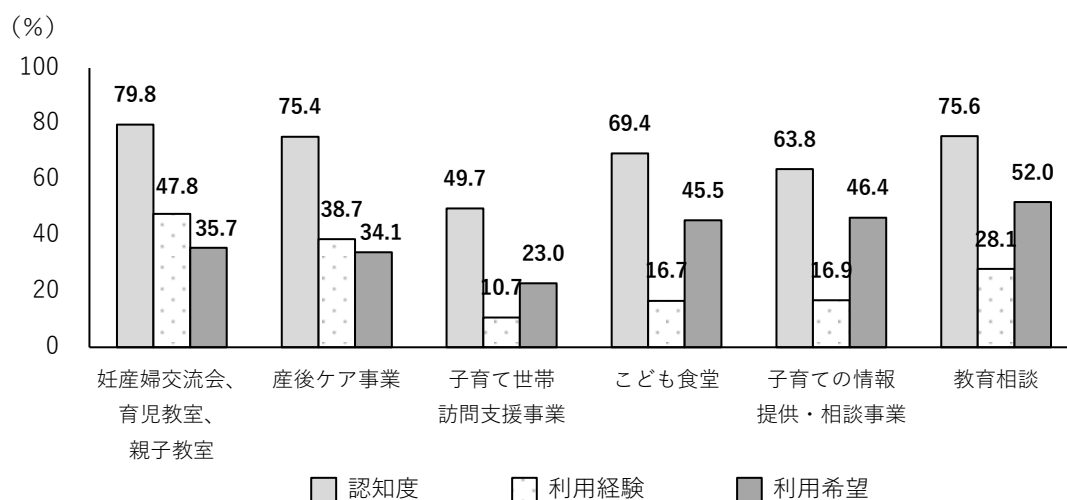
(2) 未就学児童保護者対象調査の結果

①子育てを支えるサービス

サービスの認知度や利用経験、利用希望については、周産期に利用するサービスの利用経験はある程度みられる一方、それ以外のサービスの利用経験は3割以下と低くなっています。なお、こども食堂や各種相談サービスについては、利用経験と利用希望の差が大きくなっています。

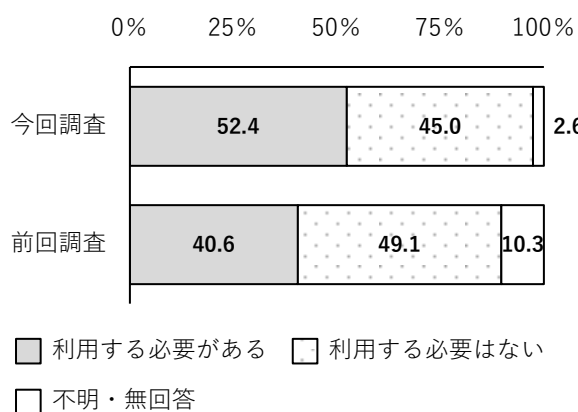
預かり事業についても利用希望が前回調査より高くなっているほか、相談や交流の場でもある子育て支援センターも利用経験のある方が前回調査より高くなっています。

■サービスの認知度・利用経験・利用希望

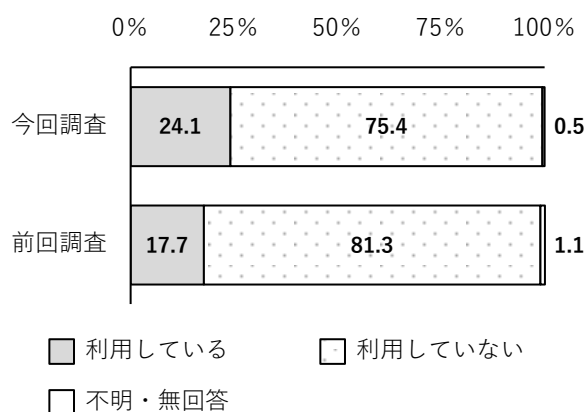


※選択肢「はい」(知っている／利用したことがある／利用してみたい)のみを抜粋して掲載

■預かり事業の必要性



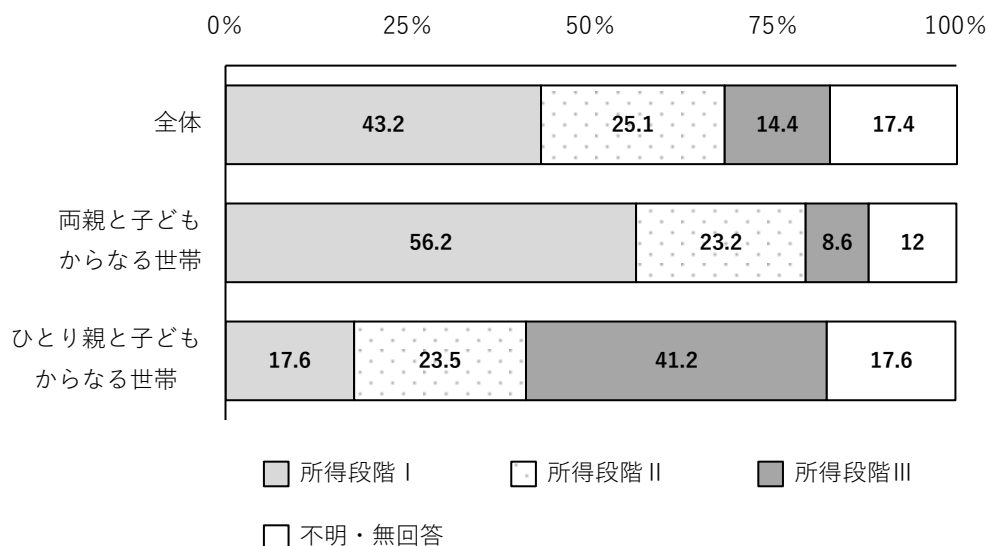
■子育て支援センターの利用状況



②相対的貧困世帯

所得段階については、全体の約 14%が相対的貧困に該当する所得段階Ⅲと判定されています。
家族構成の視点から分析すると、ひとり親世帯の場合、所得段階Ⅲの割合が高くなる傾向がみられます。

■回答者の所得段階



参考：所得段階算出の考え方

回答者の世帯の人数を問う設問と、回答者の世帯の年間収入を問う設問の回答より、各回答者の等価世帯収入※を算出し、回答者全体の等価世帯収入の中央値以上を「所得段階Ⅰ」、中央値の1/2以上～中央値未満を「所得段階Ⅱ」、中央値の1/2未満を「所得段階Ⅲ」と設定しています。

本調査では、中央値は246万円（1万円以下は四捨五入）で、中央値の1/2は123万円となります。このとき、この中央値の1/2（123万円）がいわゆる「貧困線」となり、本調査における所得段階Ⅲが相対的貧困の状態にある世帯であると想定されます。（OECDの作成基準に基づく）

※等価世帯収入…世帯の年間収入を世帯の人数の平方根で割ったもので、世帯人員1人あたりに占める収入額を示しています。人数を平方根で表しているのは、光熱費・水道代など世帯人員共通の生活コストについて、世帯の人数が多いほど1人あたりに係る費用が低下することを加味しているためです。

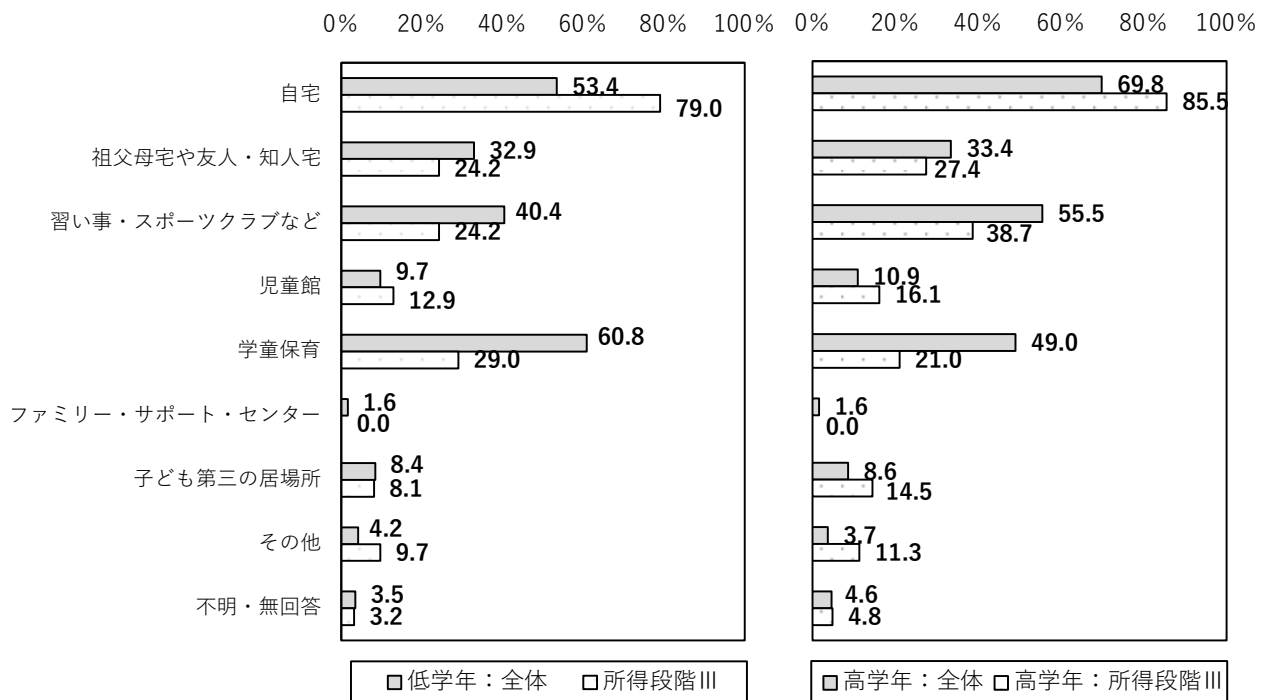
分類	基準	基準額	件数	割合
所得段階Ⅰ	中央値以上	246万円～	186	43.2%
所得段階Ⅱ	中央値 1/2 以上～中央値未満	123～245万円	108	25.1%
所得段階Ⅲ	中央値 1/2 未満	～122万円	62	14.4%
判定不能	—	—	75	17.4%

③放課後の過ごし方

放課後の過ごし方については、全体としては、低学年では学童保育、高学年では自宅や習い事・スポーツクラブを希望する意見が多くみられます。

所得段階の視点から分析すると、所得段階Ⅲの場合、学童保育や習い事・スポーツクラブを希望する割合が低くなる傾向がみられます。

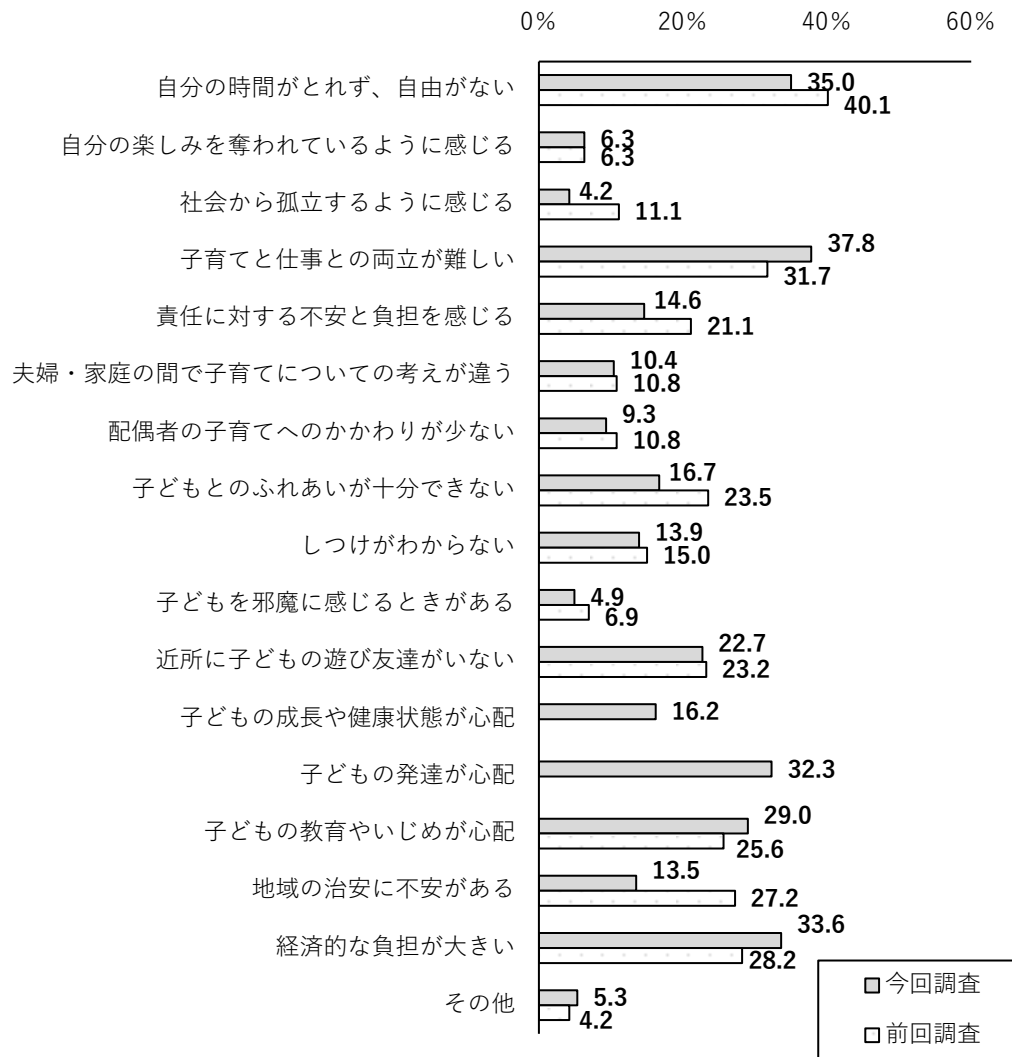
■放課後の過ごし方



④子育てをする上での不安や負担、悩み

子育てをする上での不安や負担、悩みについては、子育てと仕事との両立や自分の時間がとれないこと、経済的な負担の大きさを挙げる意見が多くなっています。特に、子育てと仕事との両立に関する悩みは前回調査より回答割合が高くなっています。

■子育てをする上での不安や負担、悩み

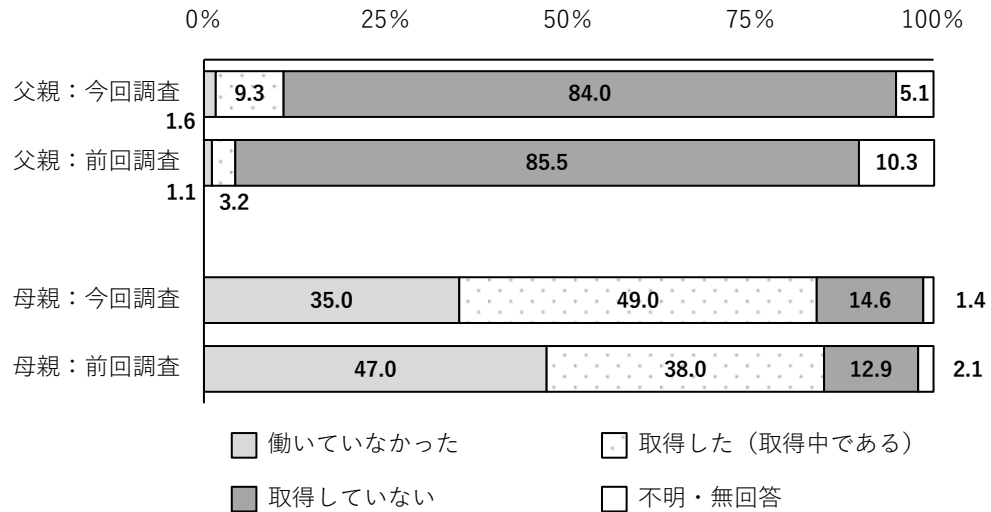


※「子どもの成長や健康状態が心配」「子どもの発達が心配」は今回調査のみの選択肢

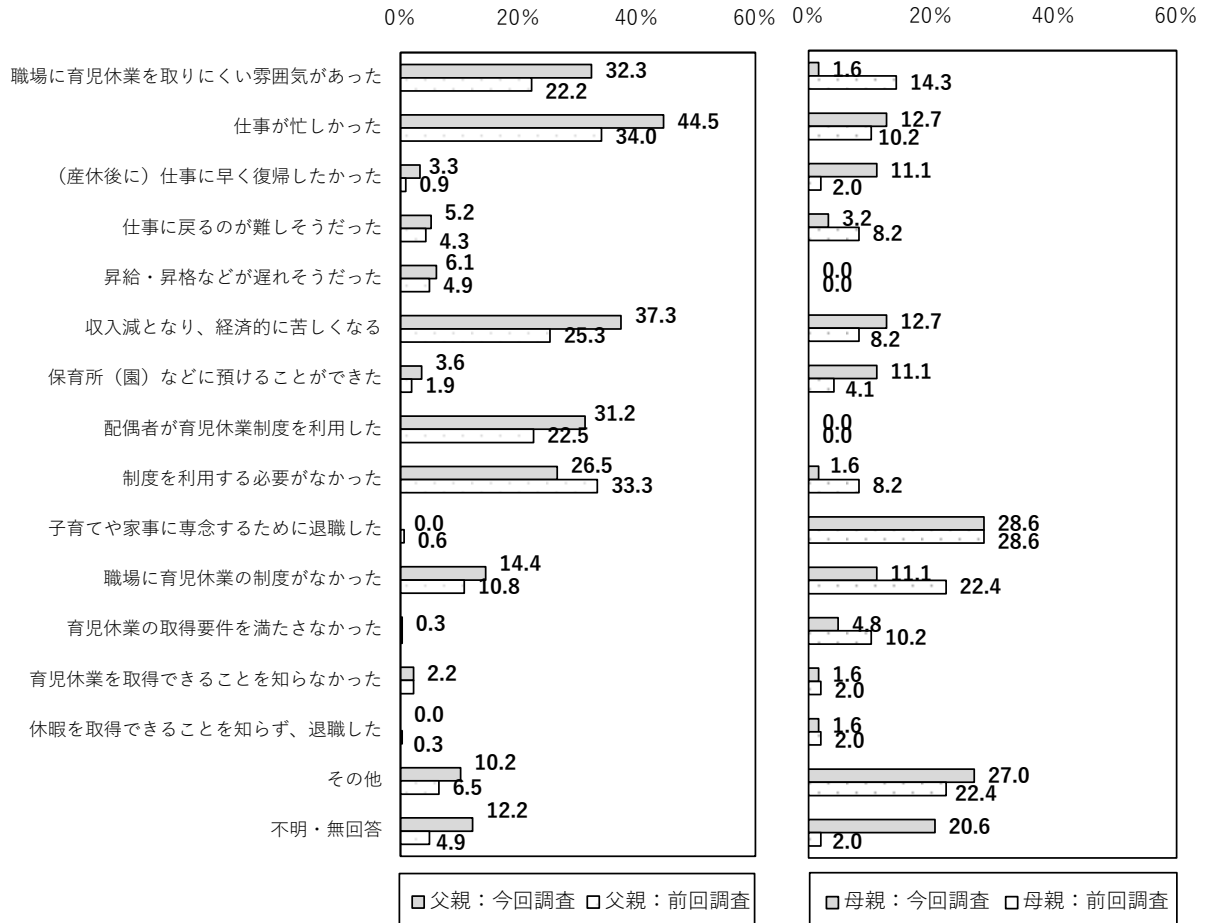
⑤育児休業

父親・母親ともに育児休業の取得率は前回調査よりも上昇しています。一方で、父親が育児休業を取得できなかった理由として、多忙であることや経済的に厳しくなること、取得が難しい雰囲気職場に合ったことが多くみられます。

■育児休業取得状況



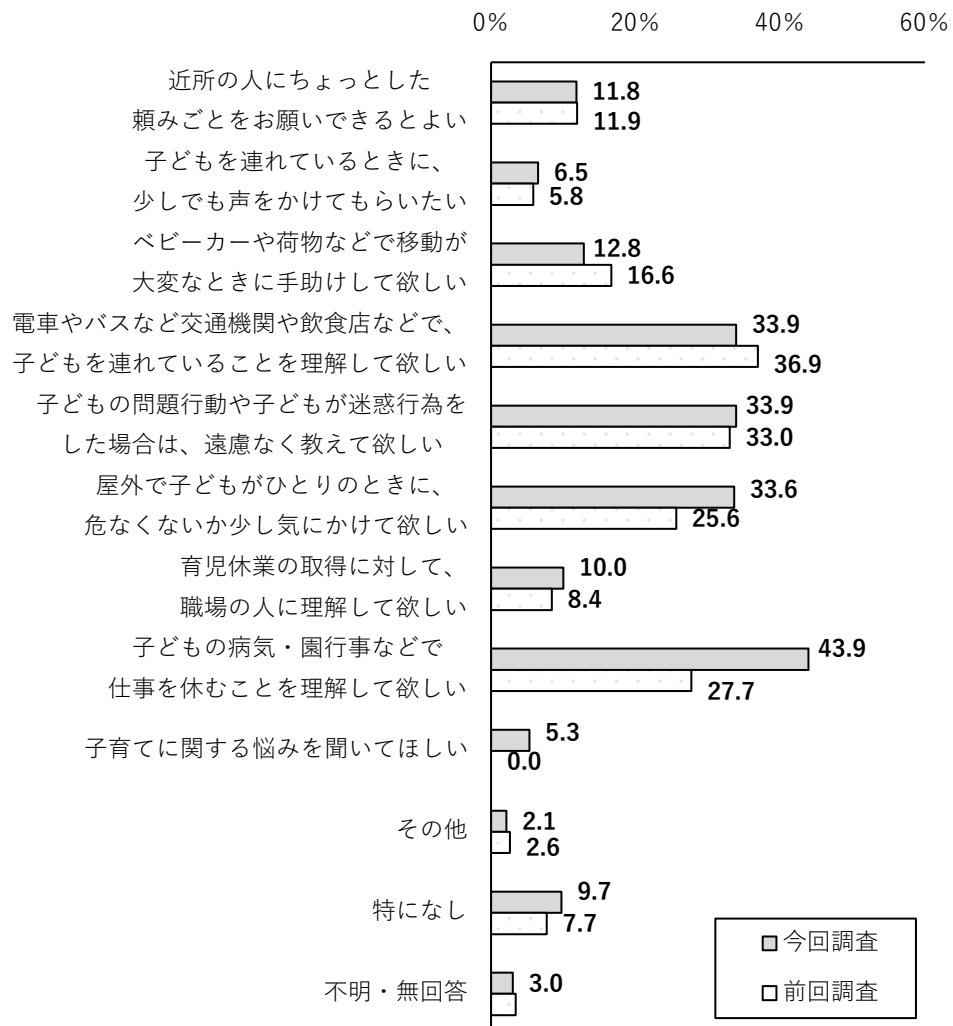
■育児休業を取得できなかった理由



⑥ 周囲からのサポート

子どものために仕事を休むことへの理解や交通機関や飲食店などでの子どもに対する理解などの意見が高くなっており、前回調査と比べ、特に職場理解に関する意見が高くなっています。

■子育て（教育を含む）をする上で、周囲の人から求めるサポート

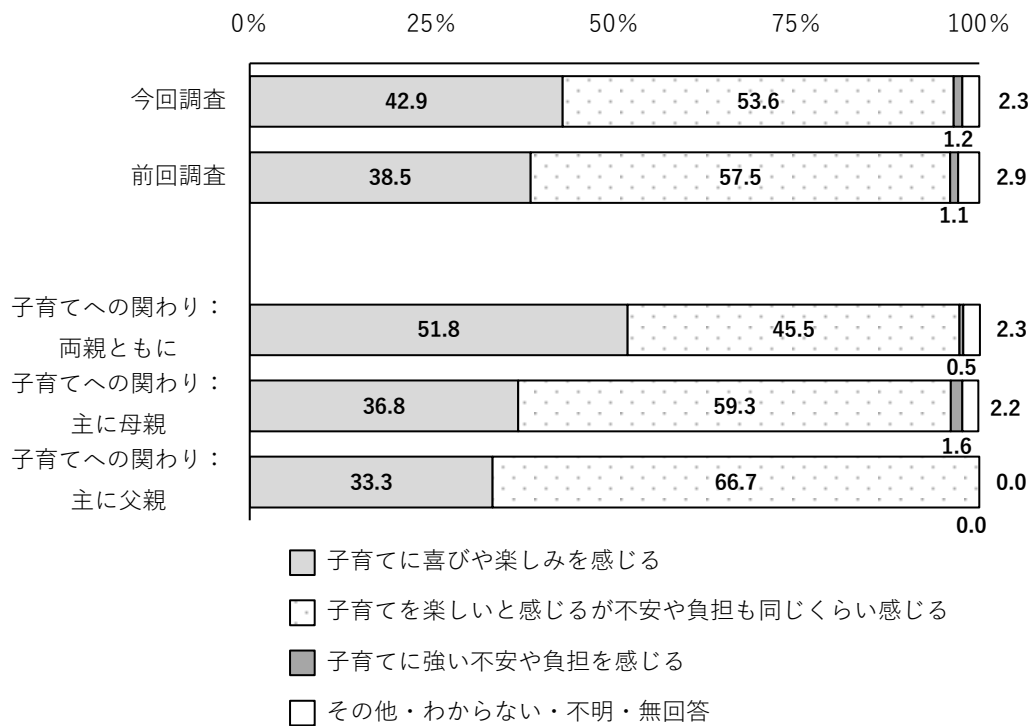


⑦子育ての楽しさ

子育てについてどのように感じるかについて、全体の4割程度が喜びや楽しさを感じると回答しており、前回調査よりも上昇しています。

また、子育てに関わる主体の視点から分析すると、両親がともに子育てに携わっている場合、子育てが楽しいと回答する割合も高くなっています。

■子育てについてどのように感じるか

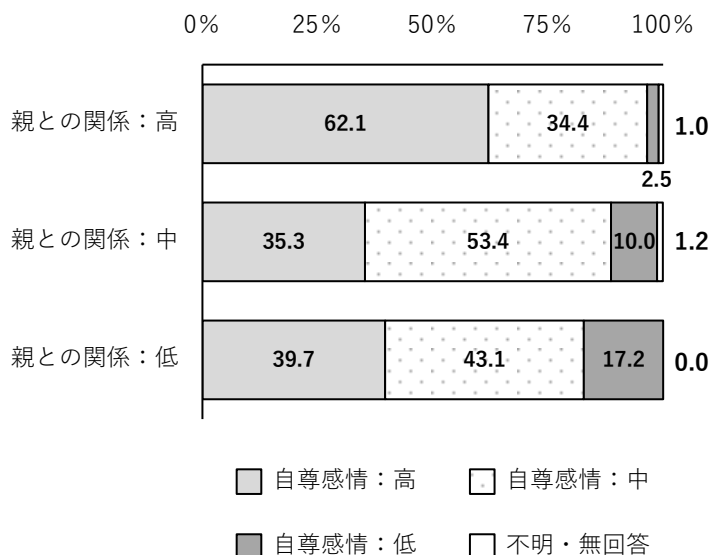
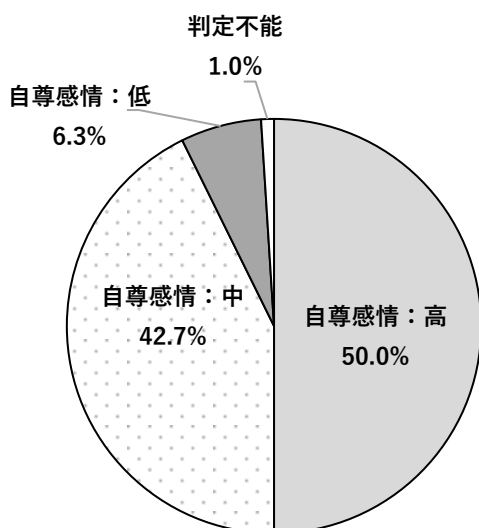


(3) 小中学生対象調査の結果

①子どもの自尊感情

子どもの自尊感情（自分自身を肯定的にとらえる考え方）については、全体の5割が「自尊感情：高」となっています。親との関係の視点から分析すると、親との関係性が良好でなくなるにつれ、「自尊感情：低」が高くなる傾向がみられます。

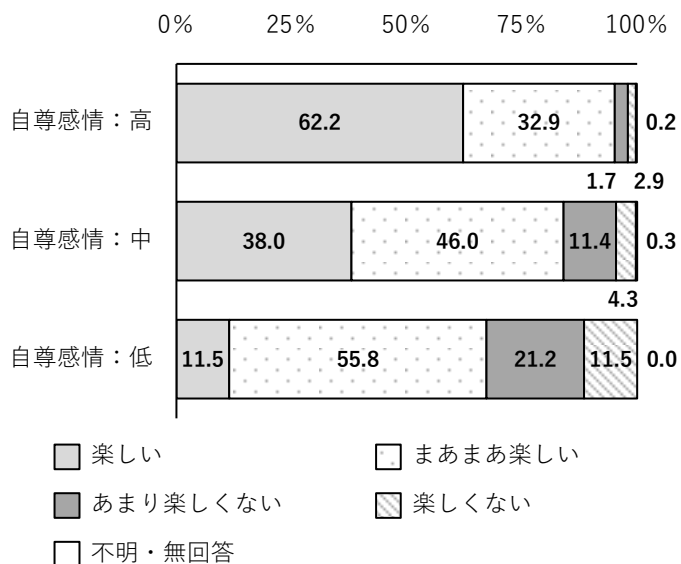
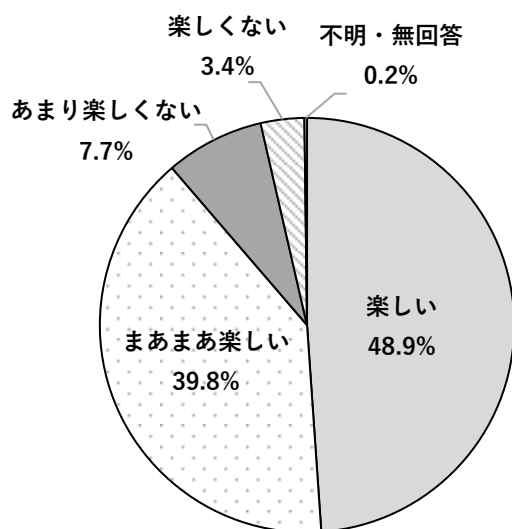
■子どもの自尊感情



②学校に対する期待感

学校を楽しんでいるかについては、全体の半数近くが「楽しい」と感じていることがわかります。自尊感情の視点から分析すると、自尊感情が低くなるにつれ、「楽しい」も低くなる傾向がみられます。

■学校を楽しんでいるか

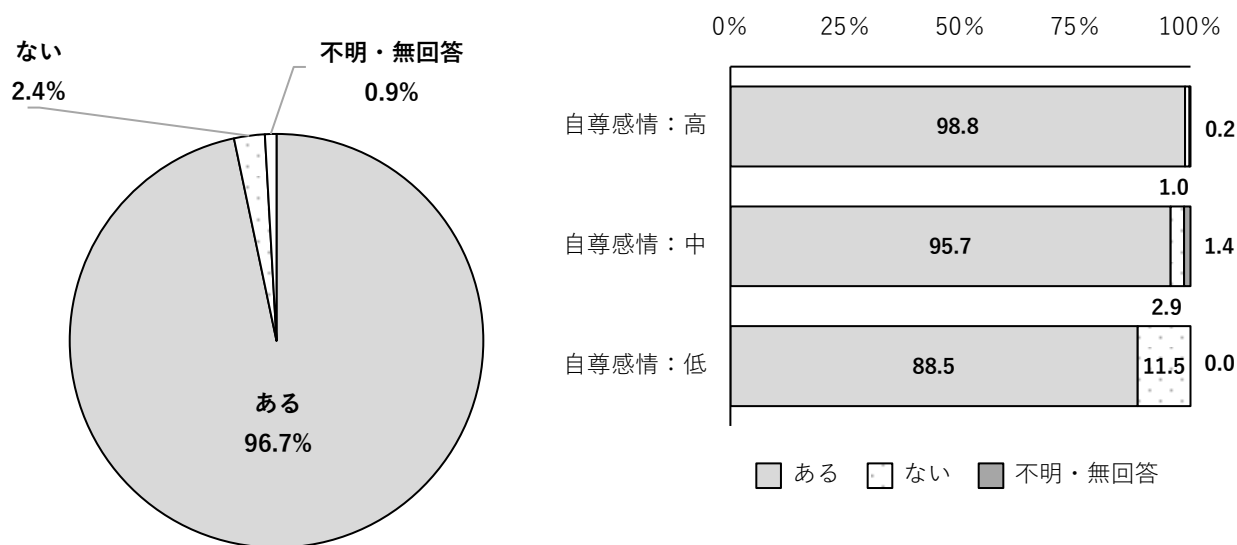


③安心できる場所

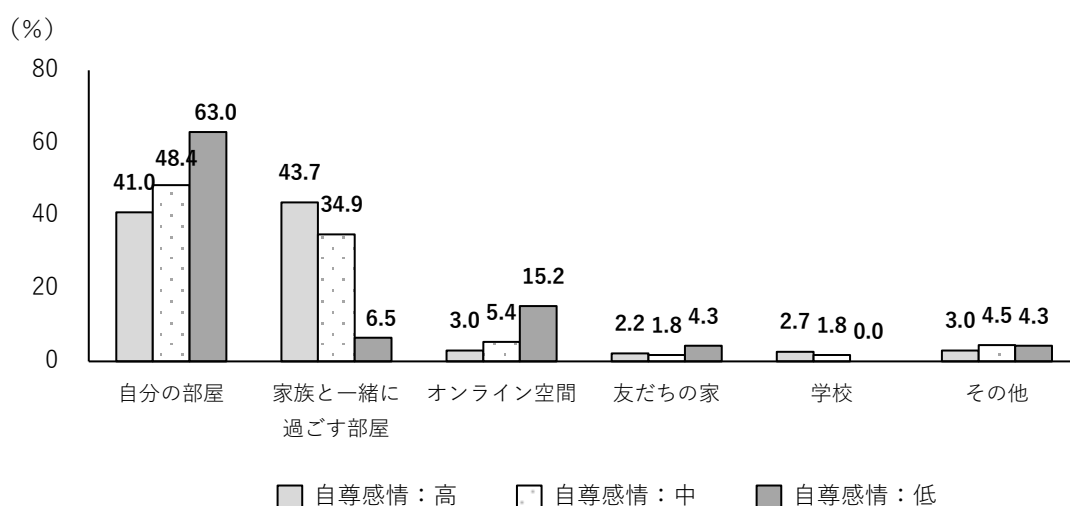
ほっとできる場所の有無については、全体の9割以上が「ある」と回答しています。自尊感情の視点から分析すると、自尊感情が低くなるにつれ、「ある」も低くなる傾向がみられます。

また、ほっとできる場所の内容については、全体としては自分の部屋や家族と過ごす場所の回答が多くみられますが、自尊感情が高い場合には家族と過ごすことに安心感を感じている傾向がみられる一方、自尊感情が低い場合、自室で過ごすことやオンライン空間で過ごすことに安心感を感じるという回答が多くなる傾向がみられます。

■ほっとできる場所の有無



■ほっとできる場所の内容（上位5項目+その他のみ掲載）



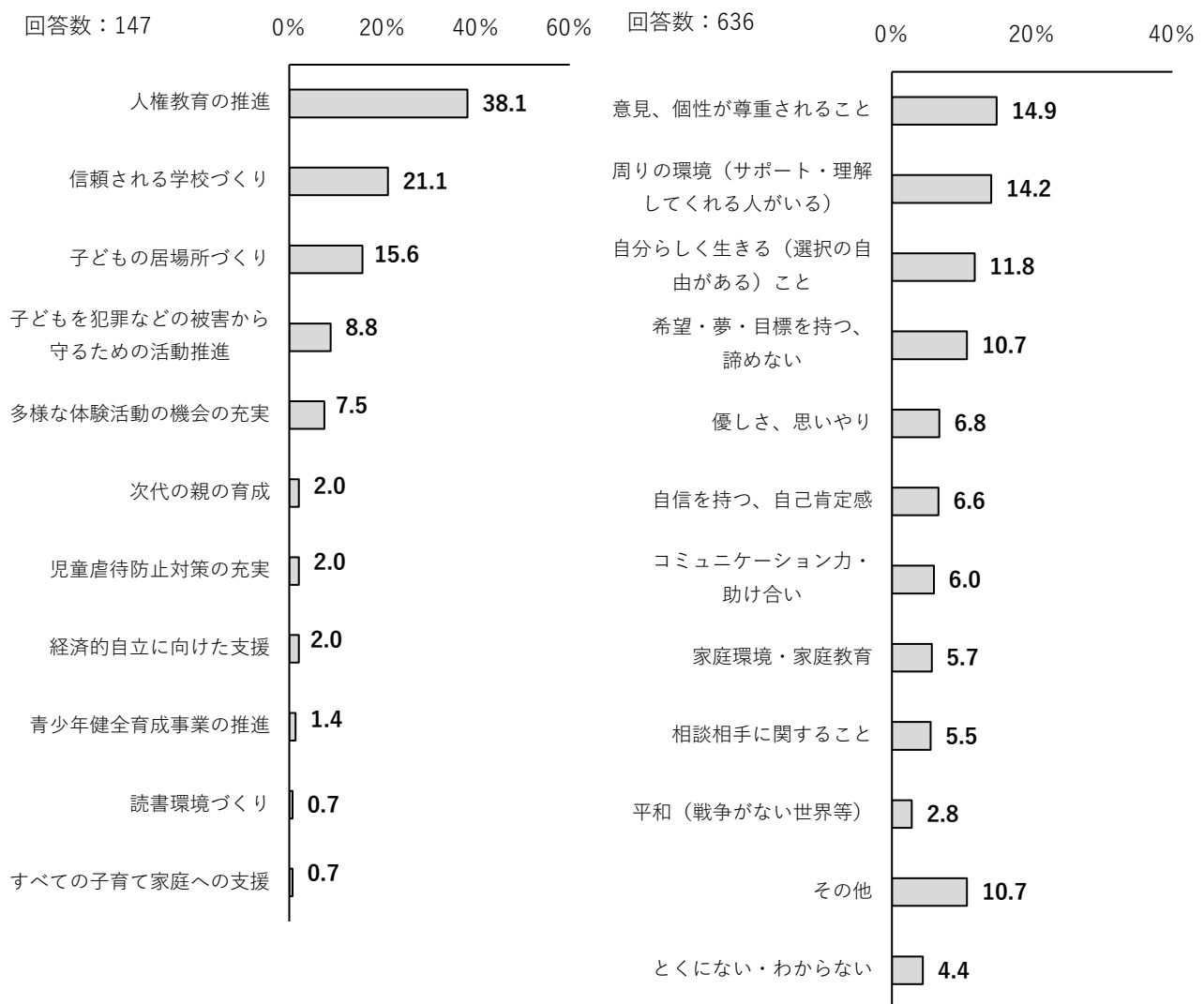
④自分らしく、夢や希望をもって生きるために必要なこと

自由回答を分類すると、第2期計画の重点施策に関連する回答として「人権教育の推進」（差別解消、いじめ対策など）や「信頼される学校づくり」（個人の能力や特性に応じた教育の実施など）に関する意見が多くみられます。

また、それ以外の意見としても、「意見、個性が尊重されること」（一人ひとりの個性や意見、考え方などを大切にする）、「周りの環境（サポート・理解してくれる人がいる）」（大人に支えてもらい、守ってもらうこと）、「自分らしく生きる（選択の自由がある）こと」（その人に合ったことをする、いろいろな人と接して自由になる）といった意見が多くみられます。

■自由回答「自分らしく、夢や希望をもって生きるために必要なこと」の分類結果

（左：第2期計画の重点施策に関連する回答、右：それ以外の回答）



5 第2期計画の評価検証

(1) 子どもが心身共に健やかに成長するための支援

①主な取り組みと成果・課題

- ▼妊婦健康診査の費用の一部助成、妊婦歯科健診、妊婦全戸電話相談、乳児・産婦訪問指導等を行うことにより、妊娠初期からの切れ目のない支援の充実を図っています。訪問指導や電話相談の利用者を増やすため、オンライン面談や後日訪問、ショートメール等を活用して連絡の取りにくい対象者とつながれる配慮をするなど、きめ細かな対応を実施していくことが引き続き求められています。
- ▼不登校児童を対象に適応指導教室「はばたき」を開室し、心理的なケアを行っています。また、小中学校に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを（巡回型を含めて）配置してきました。引き続き、問題行動・不登校等への組織的な対応力を高めることを目指します。
- ▼令和6年4月より、子ども家庭総合支援拠点の機能を有した「宇陀市こども家庭センター」を宇陀市こども未来課内に設置し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して一体的な相談支援を提供しています。子育てだけでなく、就労・教育・介護など複合化した課題を抱える世帯の増加が予想される今後において、包括的に対応できる体制の強化が必要となっています。

②関連する調査結果

●：未就学児童保護者対象調査 ◎：小中学生対象調査 ★：ワークショップ

- 「妊産婦交流会、育児教室、親子教室」や「産後ケア事業」については、回答者全体の約8割が知っているという一方、実際の利用は4～5割程度にとどまっています。なお、子どもが0歳の回答者の場合、両事業とも利用経験より利用希望が高くなっており、ニーズはある一方で利用方法がわからない方が一定数いる可能性がうかがえます。
- 「こども食堂」や「子育ての情報提供・相談事業」については、実際の利用は約2割となっていますが、利用希望は約5割でニーズの高いサービスとなっています。
- ◎学校が楽しくないと思う時については、「勉強したくない時」や「学校の中でやりたくないことが多い時」といった回答の割合が高くなっています。自尊感情の視点から分析すると、自尊感情が低い場合、特に友人関係や先生との関係についての回答割合が高くなる傾向がみられます。
- ◎ほっとできる場所については、9割以上の方が「ある」と回答していますが、自尊感情の視点から分析すると、自尊感情が低い場合、「ない」の回答が他の場合と比べて高くなっています。また、一番ほっとできる場所として、こちらも自尊感情の視点から分析すると、自尊感情が低い場合、「家族と一緒に過ごす部屋」の回答割合が低く、「自分の部屋」や「オンライン空間」の回答割合が高くなる傾向がみられます。
- ★ワークショップでは、相談しやすい環境を求める意見がみられました。アイデアとして、参観日など保護者が集まる機会を活用した相談会の開催、LINEなど気軽に利用できるSNSを通じた相談体制などが挙げられていました。

③第3期に向けた課題

本市では、児童福祉分野の支援を担う「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健分野を担う「子育て世代包括支援センター」を統合した「子ども家庭センター」を令和6年4月より運営しており、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供できる体制を整備しています。

アンケート調査では、市が実施する子育て支援に関連した事業について、認知状況に対して利用経験が低くなっている傾向がみられました。特に、ワークショップでも意見の多かった「子育てに関する情報提供・相談事業」については、実際の利用が少ない一方で利用希望が高くなっており、利用者支援事業の充実をはじめとした、制度についてのわかりやすい周知や気軽に利用できる体制づくりなどを通じて、すべての子育て世帯をサポートできる環境を整えていくことが求められます。

一方、子どもの学校生活に目を向けると、友人や先生などとの関係に悩み、学校に行きたくないと感じている子どもが一定数いることがアンケートよりうかがえます。自尊感情の視点から分析すると、自尊感情が低いと思われる子どもほど上記の傾向がみられるほか、自室やオンライン空間において自分らしくいることができている傾向などより、自身を肯定的にとらえてくれる人間関係を求めている可能性がうかがえます。

引き続き、適応指導教室やスクールカウンセラーなどを通じて子どものケアができる体制を充実させていくとともに、新たに実施される児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）の充実など、子ども自身が安心でき、ここにいていいと思えるような居場所づくりを進め、すべての子どもが未来に希望を持つことができるような環境づくりに注力していく必要があります。

（２）子どもの安全確保

①主な取り組みと成果・課題

- ▼登下校時に交通安全児童指導を行うことにより、子どもの交通安全を確保に努めてきました。各学校・園においては交通安全教室を行うことにより、自分の身を守るという意識を高めるよう努めてきました。今後も、関係組織との連携のもと、子どもの登下校時における安全確保に努めるとともに、自分の身を守るという意識を高めていく必要があります。
- ▼生活安全推進協議会を通じて地域の安全対策を進めてきました。引き続き、警察や関係団体と連携し、防犯協議会、少年補導員協会等を中心として各種防犯指導や少年健全育成活動、啓発活動等を実施していく必要があります。

②関連する調査結果

●：未就学児童保護者対象調査 ◎：小中学生対象調査 ★：ワークショップ

- 子育てをする上で抱えている悩みや不安について、前回調査では地域の治安に対する不安を回答した割合が約27%となっていました。今回調査では約14%と低下しています。

◎一番ほっとできる場所として、自尊感情の視点から分析すると、自尊感情が低い場合、「家族と一緒に過ごす部屋」の回答割合が低く、「自分の部屋」や「オンライン空間」の回答割合が高くなる傾向がみられます。

★ワークショップでは、子どもが安全に遊べる場所が欲しいという意見がみられました。市内公園の維持整備、市内既存施設も活用した場の拡充などが必要ではないかというアイデアが挙げられていました。

③第3期に向けた課題

アンケート調査では、地域の治安に対して不安を感じると回答した割合が低下しており、地域における子どもの安全確保に関する取り組みは進んでいることがうかがえます。一方で、ワークショップでは市内の公園の維持整備が意見として挙げられており、老朽化が懸念される公園遊具の管理など、子どもが過ごす場所の安全性確保に注力していく必要があります。

また、アンケート調査では、インターネットが安心できる居場所になっているという回答がみられました。これまでも、青少年健全育成に関する取り組みは進めてきましたが、近年はSNSにおけるトラブルやインターネットを利用した詐欺なども社会問題として注目されていることを踏まえ、ネットリテラシーの定着に向けた教育を一層進めていくことも必要となります。

(3) 子どもの人権尊重と権利意識の推進

①主な取り組みと成果・課題

▼人権感覚の豊かな子ども、保育者、教員を育成することを目指して、保育所（園）・幼稚園、小中学校での人権教育を推進してきました。子どもの発達の段階や地域の実態を踏まえた系統的、計画的な人権教育の実施を引き続き進めていくことに加え、保護者への意識啓発、教員研修の充実などによる人権感覚豊かな教員の育成など、全市的な人権意識の涵養を進めていく必要があります。

▼いじめ防止を目的として、法務局や警察、学校や教育委員会等の関係機関の連携・調整を目的とした「宇陀市いじめ防止推進協議会」を設置していますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり十分に開催できていないため、今後は定期的に会議を開催し、いじめの防止、早期発見、早期解決のための取り組みを協議し推進していきます。

▼虐待の早期発見と予防、対応のためにオレンジリボンキャンペーンにより啓発を行ってきました。今後は市民や関係職員対象に予防と対応のための講演会・研修会を開催することにより、市民への周知や関係者の資質向上を目指します。

②関連する調査結果

●：未就学児童保護者対象調査 ◎：小中学生対象調査 ★：ワークショップ

◎子ども自身の自尊感情が学校生活や放課後の過ごし方など、子どもの生活の様々な場面において影響がある可能性が調査結果より確認できましたが、自尊感情の高低の変化は、親との関係、特に子ども自身の気持ちを尊重した関わり方に影響を受けている可能性がうかがえます。

- ◎子どもが安心して、自分らしく生き、夢や希望を持って成長していくために大切なこととして、差別やいじめをしないこと、親の理想を押し付けないこと、自分や他人の意見や考え方などを重視することなど、一人ひとりの個性や権利の尊重に関する意見が多くみられました。

③第3期に向けた課題

小中学生を対象としたアンケート調査では、全体を通じて、個人の価値観や主体性を尊重することが大切であると考えている意見が多くみられます。また、保護者の子どもに対するかわり方については、子どもの主体性を重んじることが子ども自身の自尊感情をはぐくむことにつながる可能性が調査結果よりうかがえます。

本市では、人権意識の涵養を目的として、子どもを対象とした人権教育を進めてきましたが、今後は子どもだけでなく、保護者をはじめとした子どもにかかわる機会のある大人を対象とした人権意識の啓発を一層強化する必要があります。特に、こども基本法でも言及されている通り、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）の精神を踏まえた意識啓発が必要です。

また、子どもの権利を守るために、いじめの防止や児童虐待の防止についても引き続き注力する必要があります。子ども自身がSOSを発することができるための教育も必要ですが、周囲の大人が気づき、手を差し伸べることができるよう、関係する組織・団体の連携を強化していくことが求められます。

加えて、近年注目されているヤングケアラーの問題についても、子どもの育つ権利や学ぶ権利を守るという視点のもと、上記の問題を抱えている世帯の把握や負担軽減に向けた福祉サービスの利用勧奨など、対策を進めていく必要があります。

（４）子育てを支援する生活環境づくり

①主な取り組みと成果・課題

▼地域子育て支援拠点として運営している子育て支援センター「すくすく」は、地域を超えて子育て中の親子の交流の場となっており、育児のことなどを相談しやすい場ともなっています。今後は、地域の子育て支援機関との連携強化を図りながら、センターの事業や内容等をさらに周知し、子育て中の不安感や孤独感の解消、また虐待の予防につなげることができるような運営を目指します。また、新たに実施される子育て世帯訪問支援事業を通じて、支援を必要とする世帯の不安解消にむけた支援を着実に実施していくことも求められます。

▼ほぼ出産後2か月以内に、こんにちは赤ちゃん訪問または新生児訪問を実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響で訪問できないケースもありましたが、オンライン面談や後日訪問で現認率は100%となっています。今後は、新たに実施される産後ケア事業も進めながら、産婦が最も育児不安が高い時期に支援ができるように早期の関わりを持っていくことが課題となります。

▼第2期計画推進の中核として、子ども・子育て会議を開催して事業の見直しや方向性について協議を進めてきました。保護者の方を含む子ども・子育て支援の当事者などの意見を聴く場として、継続開催します。

②関連する調査結果

●：未就学児童保護者対象調査 ◎：小中学生対象調査 ★：ワークショップ

- 平日の教育・保育として利用したい施設については、「私立保育所（園）」や「認定こども園」が特に高くなっています。
- 一時預かり等の預かり事業について、回答者の半数以上が「利用する必要がある」と回答しており、前回調査よりも利用を希望する回答の割合が高くなっています。また、預かり事業の形態としては、一時預かりが約8割で特に高くなっています。
- 子育て支援センター「すくすく」の利用について、「利用している」の回答割合は前回調査より上昇しています。今後の利用意向も同様に前回調査より上昇しています。
- ★ワークショップでは、子どもや保護者が集まる場の確保を求める意見がみられました。保護者同士での悩みや情報の共有の機会となるだけでなく、子ども・保護者双方にとって新しい友人関係を構築できる場として期待されています。
- ★体調不良時や長期休暇中の預かり対応の充実を求める意見もワークショップでみられました。保護者自身が職場を休むことが難しいという意見に加え、リフレッシュのための時間も欲しいという意見とつながっています。

③第3期に向けた課題

少子化の進行に伴い、幼稚園や保育園、認定こども園の利用者数は減少傾向にありますが、核家族化の進行や共働き世帯の増加などを背景として、依然として利用ニーズは高い状況にあります。アンケートでも保育園や認定こども園の利用を希望する意見が多くみられた一方、ワークショップでは緊急時や長期休暇時などにも対応できる柔軟な預かり体制を求める意見が多くみられました。

引き続き、待機児童ゼロに向け、幼稚園や保育園、認定こども園における受け入れ体制の充実を図っていくことに加え、駅前託児の実施や病児保育の充実、新たに開始される「こども誰でも通園制度」の本格実施も踏まえ、市内各園との調整や保育に携わる人材の確保に注力し、子育てを支援する環境についての一層の充実を図る必要があります。

また、ワークショップでは交流・相談の場の拡充を求める意見もみられました。現在も子育て支援センター「すくすく」が交流や相談の場となっていますが、新型コロナウイルス感染症の5類移行によって外出や対面の制限が緩和された現在、交流や相談の機会の拡充に取り組み、保護者の不安軽減や親子の交流促進、人と人とのつながりの創出を図ることが重要となります。

(5) 子どもの貧困・ひとり親家庭への支援

① 主な取り組みと成果・課題

- ▼ 経済的な理由により就学及び修学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学援助や宇陀市ぬくもり修学奨励金による支援を実施しています。家庭の経済状況を理由として進学を断念してしまうことのないよう、ひとり親家庭への助成と合わせて継続して取り組みを進めます。
- ▼ 子どもの学習機会を保障するための取り組みとして、令和2年度より子どもの学習支援事業を開始しました。提供実績は少ないものの、子どもの貧困対策として重要な取り組みであることから、引き続き学習機会の提供を進めていきます。
- ▼ こども食堂は、食育や子どもの居場所づくりの場となっていますが、地域住民の交流拠点に発展する可能性もあるため、引き続き、県の助成事業の周知を図り、開所に関わる相談に応じるよう努めます。

② 関連する調査結果

●：未就学児童保護者対象調査 ◎：小中学生対象調査 ★：ワークショップ

- OECDの基準に基づいて算出した相対的貧困率を調査結果にあてはめると、回答者全体の約14%が相対的貧困の状態に陥っている可能性のある世帯であると判定されました。なお、家族構成から所得状況を確認すると、ひとり親世帯の場合に、他の家族構成と比べて相対的貧困に該当する割合が高くなる傾向がみられます。
- 相対的貧困に該当する世帯では、小学校進学後の放課後の過ごし方について、「自宅」の回答割合が高く、「習い事」「学童保育」の回答割合が低くなる傾向もみられます。
- 「こども食堂」の回答割合については、利用経験・利用希望ともに他の所得段階の世帯と比べて高くなる傾向がみられます。
- 相対的貧困に該当する世帯では、抱えている悩みや不安として「子育てに伴う経済的な負担が大きいと感じる」の回答割合が他の所得段階の世帯と比べて高くなる傾向がみられます。

③ 第3期に向けた課題

今回のアンケートの回答者全体における相対的貧困率は14.4%でした。調査方法や調査対象が異なるため正確な比較はできませんが、令和4年の国民生活基礎調査における国全体の相対的貧困率（子どもの貧困率）は11.5%で、本市は全国平均と比べて相対的貧困に該当する世帯が多い可能性が調査結果よりうかがえます。

放課後の過ごし方に関するアンケート結果では、相対的貧困に該当する世帯は習い事や学童保育の利用を希望しない傾向がみられました。利用にかかる経済的な負担が大きいためためらってしまうことが背景にあると考えられますが、これらのサービスは学習や体験の機会、子ども同士や大人との交流の機会を提供できるものであり、サービスを利用できないことは、いわゆる「体験格差」として子どもの成長に影響を与える可能性が懸念されます。

本市においても、子どもの学習機会を確保するための学習支援や経済的支援を実施していますが、すべての子どもが未来に希望を持つとともに、その未来を実現できる力を身に付けられるよう、引き続き学習支援や経済的支援の実施、こども食堂の拡充を進めるとともに、教育分野や地域団体との連携のもと、様々な体験ができる機会や色々な人と交流ができる機会を平等に提供していく必要があります。

（６）障がいのある子どもへの支援の充実

①主な取り組みと成果・課題

- ▼障がいのある子どもに対する自立支援給付事業として、精神、知的または身体に障がいを有する 20 歳未満の方を対象に、居宅介護や放課後等デイサービス、ショートステイ等のサービスを提供しています。特別児童扶養手当の受給者数、放課後等デイサービスの利用は年々増加傾向にあり、利用者数の推移に注意しながら提供体制の確保に努めます。
- ▼発達についての個別相談や、心理発達相談事業を実施しています。発達についての個別相談は一定の利用があるものの、常に予約が埋まる状況ではないため、今後の利用状況を見据えて開催回数を増やすことを検討していく必要があります。一方、心理発達相談事業は利用が多く、保護者と児のニーズや病院の受診体制の関係で発達検査のニーズが高まっているため、今後も希望者がタイムリーに相談できる体制構築が必要となっています。
- ▼臨床心理士や保育士によって発達障がいの子どもの指導等を行う「こあら教室」（療育教室）は、保健センターとの連携により早い時期から本事業に参加するケースが増加しました。受け入れ人数に制限があるため、今後は、実施場所の選定や人材の確保に努める必要があります。

②関連する調査結果

●：未就学児童保護者対象調査 ◎：小中学生対象調査 ★：ワークショップ

- 子育てをする上で抱えている悩みや不安として、「子どもの発達（性格や癖、ことばの習得など）について心配である」の回答割合は約 32%と比較的高くなっています。
- ★ワークショップでは、子どもの発育や発達に対する不安として、子どもへの接し方に疑問を持つ意見、集団生活や学校生活への適応に不安を感じる意見などが見られました。

③第 3 期に向けた課題

子どもの発達に関する悩みを抱える保護者はアンケート結果からも多くみられ、発達に関する相談についても利用件数が増加傾向にあります。また、障がいを有する子どもも増加傾向にあり、障がい児のためのサービスの利用希望も多くなっていることより、市町村の努力義務となっている児童発達支援センターの設置など、発達や療育を支援する体制の強化は喫緊の課題です。

相談に対するニーズの高まりがみられることより、障害の相談事業を担う相談支援センター「心境」の活用促進、相談を実施していることの周知、相談できる機会の拡充など、引き続き相談支援体制の強化が求められます。

(7) 子育てと仕事の両立（ワーク・ライフ・バランス）への支援

① 主な取り組みと成果・課題

- ▼ 育児休業取得への啓発として資料を配布しています。関係課と連携し、企業・事業主へのはたらきかけや、育児休業取得の促進に向け、啓発の充実を図る必要があります。
- ▼ 宇陀市で育児をすることの楽しさを知ってもらう「うだ育児の日（毎月 19 日）」を平成 25 年に宣言し、これまで、広報うだに啓発記事を掲載しています。今後は他機関と協働して啓発内容を検討することにより、社会全体で子育てを応援する機運を高める必要があります。
- ▼ 子育てと仕事の両立を支援するため、延長保育や学童保育など、様々な預かりサービスを実施しています。緊急時や長期休暇中に子どもを預けられる体制の充実が求められていることや、新たに開始される「こども誰でも通園制度」の運用も踏まえ、働く保護者が子育てと両立できる支援体制を強化していく必要があります。

② 関連する調査結果

●：未就学児童保護者対象調査 ◎：小中学生対象調査 ★：ワークショップ

- 育休取得の状況について、「取得した（取得中である）」の回答割合は、父親で約 1 割、母親で約 5 割となっており、前回調査と比べて上昇しています。
- 育休を取得していない理由について、父親では「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」が高くなっており、これらの選択肢は前回調査より若干回答割合が上昇しています。一方で、母親では「子育てや家事に専念するために退職した」が高くなっています。
- 子育てをするうえでの不安や負担、悩みについて、「子育てと仕事・キャリアの両立が難しい」が最も高く、前回調査と比べて上昇しています。
- 周囲の身近な人に求めるサポートについて、「子どもの病気・園行事などで仕事を休むことを理解して欲しい」が最も高く、前回調査と比べて上昇しています。
- 子育てに対する感覚について、全体では約 43%が楽しいと回答していますが、パートナーとともに子育てをしている場合は約 52%まで上昇しています。なお、主に母親のみが関わっている場合は約 37%まで低下しています。
- ★ ワークショップでは、パートナーの子育てへの協力を求める意見があげられました。子育てに対する夫婦間での価値観の違い、ワンオペ育児による負担感、妊娠期や出産後の体調不良時に夫の協力を求める意見もみられました。

③第3期に向けた課題

今回の調査では、育休の取得状況もわずかながら改善されていることがうかがえる一方、職場における子育てへの理解がなかなか進んでいない現状がみられます。育児休業を取得しづらい、または早期に復帰しないといけない雰囲気や、子どものための休暇を取ることに對するためらいがあるといった意見は前回調査よりも高くなっており、働きながら子育てをする世帯が今後も増えることが予想される現状において、就労環境の改善は必要な取り組みです。事業所への働き掛けが重要となるため、庁内での商工部門や県の労働部門との連携を一層強めていくことが求められるほか、病児保育・病後児保育が利用しやすい環境づくりも必要です。

また、保護者の一方に子育ての負担が偏ってしまう、いわゆる「ワンオペ育児」についても近年問題となっています。アンケートでは、父親・母親の双方が子育てに関わっていると回答した場合、そうでない場合と比べて子育てが楽しいと感じる傾向がみられました。パートナー同士で協力しながら子育てに携わることができるよう、男性の育児参加に向けた意識啓発を一層進めていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

2 基本的な視点

基本理念・基本的な視点は別添資料を参照。
決定後、掲載します

3 重点施策と施策体系

計画素案の段階で掲載

第4章 重点施策

計画素案の段階で掲載

第5章 子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策

計画素案の段階で掲載

第6章 計画の推進に向けて

計画素案の段階で掲載